

吉野林業研究(その1)

「吉野における借地林業の形成と展開」

半田良一・森田学・山田達夫

Studies on Forestry in Yoshino (1)

Formation and development of "Silviculture by lease" (so-called Shakuchi—ringyō)

Ryoichi HANDA, Manabu MORITA and Tatsuo YAMADA,

目次

要旨	184	第3章 最近の吉野借地林業における	
まえがき	185	林地所有関係の変遷	197
第1章 借地林業の発生	186	1 林地所有権ならびに地上権の地盤	
—とくに農民的育林業の		所在地別・所有者居住地別移動状況	
評価をめぐって—		2 林地所有権、地上権の林業経営面積	
第2章 明治以後における		階層間の移動状況	
借地林業の推移	189	3 地上権所有面積階層間における地上	
1 借地林業をめぐる土地制度の変遷		権の移動状況	
2 借地制度の現状		4 地上権被設定面積階層間における	
3 高原・大滝区における借地権の移動		地上権の移動状況	
4 高原・大滝区における林地所有およ		5 総括	
び借地構造の推移			

要旨

吉野林業地帯における林地所有の形成、とくにその中でいわゆる「借地林業」の役割については、さきに笠井恭悦氏によって1つのテーゼが提示された。けれどもこの問題に関しては、なお実証的資料の発掘検討を通じて考察を深めるべき点が少なくないと思われる。この研究は、そのような試みのための第1段階として、近世・近代および戦後を通じて、借地関係の成立と移動の状況を解明したものである。各章の内容を要約すると、次のごとくである。

- (1) 借地林業の本質が立木年季売買であることは、すでに笠井氏の明らかにしたところだが、それが、市場における特権的木材問屋の影響下に、村持山の分解→農民的育林業の形成と挫折→村外資本への流出、なる基本コースをとって展開していったという見解は疑問である。徳川後期には、吉野の農民は小商品生産的育林業を展開できるほどの階層分化の状態に達していなかったし、当時の売買証文によっても、村が村外資本に直接売却したケースが少なくない。またそのさいの買手は、村外在住者といっても主体は山方木材商人と目される者で、特権的木材問屋の直接的な介在はあまりみられない。
- (2) 明治以後の借地林業（法形式としては地上権）の展開状況をあとづけてみても、通説のようにこの制度が植林のための村外資本導入の役割を果たしてきた、とは考えがたい。地上権の設定・売買にみられる傾向は、土地所有権の場合とまったく同様で、単に財産として取引されているように思

われる。しかも、とりわけ大山林所有者にあっては、経営としての内容を充実させていくに伴い、できるだけ所有地中心に組織をつくりあげてゆこう、との指向がみられる。

ま え が き

吉野林業は、林学とりわけ林業経済の研究者が、一度は全力をあげて対決せねばならぬ巨大な存在である。経済構造の面でも林野制度の面でも、ここには研究対象たるべき数多の素材が埋もれている。もちろん戦前以来吉野林業をとりあげた研究業績の数はけっして少なくない。しかしそれらはがいて、歴史および現状に関する事実の発掘集積それ自体を内容とするものであり、この種の資料をふまえながら全構造的視点から吉野林業の発展を貫く歴史法則を解明しよう、という意欲はあまりみられなかった。けれども近年、戦後の経済史学の発達に刺戟されて、このような問題意識に基づく積極的・体系的な考察への指向が窺われるようになった。かかる動向の中から笠井恭悦氏による画期的な労作「吉野林業の発展構造」（宇都宮大学農学部学術報告特輯15号，昭和36年）が生まれ出たのである。笠井氏の著書の内容については詳しくとりあげる余裕がないが、本格的な吉野林業研究としておそらく最初のものであり、また現在までのところ唯一の存在だといってよからう。われわれは氏の提示された理解の広さと深さに敬服するとともに、一方では吉野林業に対する新たな学問的情熱の昂揚を覚えざるをえないのである。

われわれはさきに、笠井氏の吉野林業解釈をあとづけながら、氏の見解をめぐる2、3の問題点を指摘した。^{注1)}その要点をかいつまんで摘記すると、つぎのごとくである。

- (1) 笠井論文の最大の功績は、借地林業制度に関する通説の誤りを正し、その本質が、他の先進林業地にも共通してみられる立木年季売買にはかならぬことを、綿密な史料分析を通じて実証されたことであろう。借地制度発生過程（徳川中後期）に関するかぎり、氏の論証は完璧といっても過言でない。けれども明治以後の吉野林業の展開にさいして借地林業がいかに機能したか、という点については、なお補足検討する余地がありそうに思われる。
- (2) 氏は、吉野で村外の大山林地主が形成されるまでの過程として村持山の分解→農民的育林業の発生とその挫折→村外の商人・地主への流出という基本コースを措定せられる。けれども農民的育林業の存在を積極的に主張するには、論理的にも実証的にも、なお検討を要する点がある。
- (3) 氏は、村外山林地主の性格をおしなべて前期的商人ないし地主として同一視しておられる。それは、木材生産・流通の分野では大阪や和歌山の特権の木材問屋が一貫して地元伐出資本の蓄積を阻止した、というあまりにも画一的な理解に基づくように思われる。地元伐出資本がいかに展開し、一方では問屋と、他方では山林所有とどのように関係してきたか、という歴史的過程は、さらにたちいて解明する必要があろう。
- (4) さらに、もともと前期的商人たる性格をもった山林地主が、明治以後の林業の展開過程のなかで変質していわゆる「資本主義的経営」の実質を具えるにいたったか否か、という論議が残る。氏は、彼等の近代的資本としての展開をあまりにも単純に否定しすぎてはおられないだろうか。もっともこの問題に接近するには、論証のための資料整備にさきだって、林業における資本の発展論理を定立し、理論的諸範疇を確定しておくことが必要である。現在の研究段階ではめいめいが、理論体系の深化と実証分析という二重の手続きを踏まねばなるまい。

以上の問題提起ははまだ仮説の域を出ていない。われわれにはとうぜん、この仮説を実証によって裏づけ、笠井氏の業績に積み重ねてゆく、という責務が残っている。氏の雄大な体系に匹敵するだけの包括的な見解をうち出すには、われわれの実証研究ははまだ断片的にすぎるけれども、新資料紹介の意味をも兼ねて、上記の問題点に関係する研究の成果を、「吉野林業研究」という標題のもとに、逐次発表してゆくことにしたい。

この論稿「借地林業の展開と現状」では、まず第1章（山田担当）において「農民的育林業」の存否の検討に焦点を絞りながら、借地林業発生期の事情を紹介する。また第2章（半田担当）・第3章（森田担当）では、借地制度が明治以降において果たしてき、また現に果たしつつある機能を、権利移動の実態を通じて究明することを意図した。さらに別稿の森田論文は、素材生産・流通資本の性格の理解につながる問題であり、半田論文は、地代水準の高低の検討を通じて借地林業の性格を理解するという展望のもとに、その準備段階の理論的考察を行なったものである。なおわれわれの共同研究者たる北川泉が、借地林業の地代についていちおうの成果を発表していることを、附言しておく。^{注2)}

（注1）半田良一：吉野林業論をめぐる諸問題（「林業経済」昭和39年1月号）

（注2）北川 泉：林地利用権価格に関する研究（島根農科大学研究報告第12号 昭和39年1月）

第1章 借地林業の発生

—— とくに農民的育林業の評価をめぐる ——

吉野地方のいわゆる借地林業については、従来、数多くの史実が集積され、ほぼ通説と看做しうる見解が定着しているかにみられていた。周知のように、山元農民の脆弱な経済力に基づく造林ならびに造林地維持能力の欠如、村外商業資本の進出、そしてそこから生じた土地所有権と使用収益権との分離、これが借地林業の本質の性格であったし、従ってまた、借地に当っては、土地を地元農民が一定期間提供し、借り主はその裸地に植林するというのが、借地林業の典型的な形態であるとされていたようである。

こうした一般的な見解に対し、精緻な分析に基づいて批判的見解を提示したのが、笠井恭悦氏「吉野林業の発展構造」¹⁾であった。この画期的な労作の最大の功績は、すでに指摘されたように、「借地林業の本質が、他の先進林業地にも共通してみられる立木年季売買にほかならぬことを、立証した」³⁾点であろう。すなわち、植主が植林のために土地を借り受けて林業経営を行う形態が、借地林業の典型であるとする従来の見解は、笠井氏の手堅い実証によって覆えられ、事例的にも、むしろ意外に少なく、立木年季売りの形態が圧倒的に多いことが明らかにされたのである。

このような笠井氏の所論は、吉野郡川上村西河部落を中心としたわれわれの調査によっても、確認することができる。天保7（1836）年から同11年までの5カ年間における西河部落（当時西河村）における山林売買契約（畑地売買を含む）は192件あり、そのうち、跡地、土地、山地、畑などの無立木売買契約は57件であって、さらに畑地18件を差引くと、無立木林地売買件数は39件を占めるにすぎなくなる。他の130件余がいずれも杉松山、杉植山、杉松山などの山林年季売りであった。⁷⁾こうした傾向は、西河近隣の他村においても同様にうかがわれるようである。⁸⁾このような事実から、借地林業（この呼び名自体、明治民法以降の産物である）の本質の形態は、立木年季売買であったと推論しても、さして大胆にすぎることはいない。

ところで、笠井氏が展開した所論は多岐にわたるが、ここでは、氏の主張の主要点の1つである農民的育林業の発生に限って検討してみよう。笠井氏によれば、大山林地主の形成（＝大借地林業家の形成）は、村持山の分解→農民的育林業の発生→村外の商人・地主への流出、という基本方向をとり、ひとたび発生した農民的育林業も、(a)農業基盤の脆弱さによる経済力の貧困と、(b)大阪市場につながる特権的木材問屋による地元伐出資本の制圧、および(c)流送材に対する重税、の3つが原因となって、その発展は挫折してしまうという主張のようである。⁹⁾はたして借地林業はこうした農民的育林業の挫折のうえに展開したものであろうか。この点に関しては少なからぬ問題がすでに提起されているが、とくに基本的な点についての鋭い疑問が、共同研究者、半田良一によって示されている。¹⁰⁾その詳細は略すが、ここでは、半田の提起した問題のうちの1、2について若干ふれてみたい。

元来、農民的育林業の発生という場合、それは歴史的概念として用いられるべきであり、当然に農民的育林業の前提として農民的土地所有が存在しなければならない。いうまでもなく、農民的土地所有は、農民的土地所持から領主的領有権を大幅に排除して、その対抗関係として発生してくるものであった。従って、そこでは当然に農産物の商品化が前提され、農民的小商品生産が一般的に認められる筈なのである。農民的育林業という概念を、笠井氏がどのように考えておられるか明らかではないが、かりに半田の規定＝「前提としての農民的土地所有に基礎をおき、主として家族労働によって行なわれる林産物の小商品生産¹¹⁾」を採るならば、当然、そこでは自由な小農民による育林業が存在しなければならないし、生産・販売の全過程においても「自由さ」が、すでに稀薄となった領主的・共同体的制約を圧倒して、事実上存在しなければならない。上記の概念規定は、こうして一般的に妥当なものとして認められていいであろう。ところで、こうした農民的育林業が、吉野地方では、すでに江戸中期に発生していたとすることは、可能であろうか。

ここで、農民的育林業発生の前提の1つとして、当時の農民の階層差を簡単にみておこう。農民的育林業が発生する前提として当然に商品生産の進展があり、商品生産の進展があれば農民層の分化も進展している筈だからである。もちろん、階層差の進展が直接に農民的育林業の発生に関係するものでないことはいうまでもないが、ここでは一応上記の理由で、それも江戸後期、天保期における分化の状態をみておく。天保3（1832）年、西河村における持高階層差は、村持高および出作を除外すると、戸数80戸中、草高1石以上のもの26戸、1斗以下のもの6戸で、概して3～6斗が多く、大きいもので4～5石2戸、5石以上1戸となっている。こうした分化の度合は、一般的にいて、決して分化の進んでいる状態ではない。さらに、天保3年から同8年12月までの草高・メ高の異動をみると、この時期が、かなり経済変動の激しい時期であったにも拘らず、わずかに16件にしかすぎず、殆んど停滞的と考えていいようである。このように、天保期における西河村の農民層分化の度合はさして激しいものではなかったように考えられる。もちろん、農業のもつ意義が極めて小さいこの地域で、草高が殆んど固定的になりやすく、しかも史料の性格や操作の不充分さからくる弱点を考慮すれば、上記の推論は、直ちには主張し難い点多々あろう。しかし、一応、属人的に系譜を追ってみて、なお移動が少ないということは、やはり、この地域の農民分化の度合の低さを推定させるものである。高原村（現高原部落）における笠井氏の分析によっても、「文化3（1806）年には、やや両極分化の傾向がみとめられるにいたる¹⁵⁾」にすぎないのである。

農民的育林業が、小商品生産の進展を前提し、一般的に小商品生産の進展が階層分化をもたらすとするならば、上記西河村の階層分化の進展度の低さは、農民的育林業の存在に疑問を提示する1つの傍証といえるかも知れない。しかも、天保期において、なお上記の事情だとすれば、江戸中期に農民的育林業が発生しているとする笠井氏の所説とは、ますます離れざるをえなくなってくる。

ところで、村持山の分解→農民的育林業の発生→村外地主・商人への流出という基本コースを考える場合、事例的にみて、先ず村持山の村民への分割という形が支配的に現われ、ついで村内から村外への流出という形が支配的とならねばならぬことは当然であろう。西河村について、天保7（1836）年から同11年までの期間に限って、その間の事情をみてみよう。前述のように、この期間における売買契約件数は192件であったが¹⁶⁾、そのうち、村持山（地）を村が売却するという形のものは44件（うち、跡地3件、土地永代売4件¹⁷⁾）であって、村持立木年季売りの比重は全件数中決して少ないものではない。そしてしかも、それら買主のうち、村内居住者は僅か8人に過ぎないのである。云いかえれば、この時期の村持（一部植分けも含む）杉絵山の売買はかなりの比重をもち、しかもその大部分が村外に流出していたということになる。ただ、この場合、村植付とならんで個人植付（数名植付の場合も含む¹⁸⁾）がほぼ半ばしており、村方はその持分（多くは3歩）を売却するという事例がかなりある¹⁹⁾ということとは、この売買に先行する時期に、村持地にかなりの程度植分けが進んでいたことを物語る

ものではあろう。しかし、こうした村持分の売買に当って、後価の取極めが3件を除いて全くない²⁰⁾ということは、とりもなおさず村持山の分解そのものの過程とみることはできないだろうか。

では個人の売買契約の場合はどうであろうか。もし前述の基本コースが正しいとすれば、この段階では圧倒的部分が村外に流出(村外商業資本による集積)していなければならないことになる。しかも笠井氏が村外商業資本という場合、地元木材伐出資本に対する大阪・和歌山などの特権的木材問屋の優位ということ——極言すれば、村外商業資本すなわち特権的木材問屋ということ——が前提として考えられていたようである。²¹⁾さて、西河村における天保7～11年の山林売買個人契約は148件であるが、買主が同村内に居住するのは37件である。²²⁾残り111件は当然、村外居住者であるが、その場合でも、西河の隣村大滝村(現河上村大滝部落)在住者が23件を占め、東川、轟、宮滝など近隣各村の在住者の場合が多く、上市在住者が29件と多いほか平野部在住者は3件をみるにすぎない。すなわち、この間の山林売買のうち、約5分の1が村内在住者に売られ、また約5分の1が上市に流出しているが、過半はむしろ地元と目される近隣諸村に売却されていたわけである。換言すれば、特権的木材問屋の進出はもちろん、大和平野地方の流通商人・地主の進出は殆んどみられず、上市附近在住者——中には屋号から推察して、木材の商品化とは直接には無縁の商人資本であろうと考えられるものが若干みられる——と、その大部分は山方木材商人と考えられる同村ならびに近隣諸村の在住者との手に渡っているのである。農民的育林業の挫折＝村外の商人・地主(村外商業資本)への流出というコースを基本的に確定するには、かなりの無理があるといわねばなるまい。

以上、売買契約に示された若干の傾向から、笠井氏の想定する基本コースを検討したわけであるが、村持山の分解→農民的育林業の発生→村外商人・地主への流出という基本コースに問題があるとすれば、西河村のごく限られた史料からは、どのようなコースを想定すればよいのだろうか。結論的にいうならば、上記コースにおける農民的育林業を除外したコース、すなわち、村持山の分解が殆んど無媒介的に村外商人・地主(＝山元の商人・地主)への流出に結果するような過程が考えられるのである。もちろん、農民的育林業の萌芽的形態や、少なくともそれを志向するものはあったであろう。だが、「挫折」と呼ぶにふさわしい程の農民的育林業の成立を考えることは困難である。村持山売却件数の比重が比較的大きく、しかもそれらの買主の多くが村外者であること、さらに山林売買において村内・近隣在住者が買主となる場合が多いこと、村持山がかなりの比重で分解していながら、その流出先は決して農民的育林業の担い手と目される層ではなくて、むしろ村外の山元商人層であるということは、総じて、村持山の分解過程が、殆んど無媒介に、村外商人への流出過程と同時的に進行しているという事実を示しているものと考えることができよう。ただこの場合、注意しなければならないのは、村内外という事実のみによって、その買手の性格に何らかの質的な区別をつけようとするならば危険であるということである。笠井氏の前掲書によると、ややもすれば、農民的育林業は村内居住者育林業であり、村外居住者は村外商人・地主(それも特権的でさえある商人・地主)であるかのごとき誤解をまねき易い傾向がないとは断言できない節があるが、村内伐出商人・村外農民的育林業という範疇についても充分に考慮する必要があることは当然であろう。前述のわれわれの基本コースも、従って、より正確には、村持山の分解→山元ならびに吉野川中流附近の商人・地主への流出と考えるべきであろう。

従って、借地林業の発生についても、村持山の分解の後に農民的育林業が発生し、それが、村外商業資本との対抗において挫折する過程で発生したというよりも、山元の伐出資本・商人資本・地主などの進出に対して、さして強い地盤所持意識のなかった村方・農民層が、立木年季売りという形で対抗・屈伏したものが、いわゆる借地林業であったといえるであろう。いわば、商品化の進展に他律的に巻き込まれた村方・一般農民の立木の「青田売り」、これが借地林業発生の際機であったといえよう。

- (1) 笠井恭悦『吉野林業の発展構造』（宇都宮大学農学部学術報告特輯第15号）
- (2) 半田良一「吉野林業論をめぐる諸問題」（『林業経済』第183号所収）
- (3) 半田前掲論文『林業経済』第183号27ページ。
- (4), (5), (6), (7) 西河区有文書、天保7～11年「村方証文写帳」五冊より分類集計
- (8) 一村限りでの集計の結果を出すことは史料の欠如から不能であったが、東川村では東辻家文書、枡家文書、運川寺文書などからみる限り同様の傾向があり、大滝村、粉尾村についても、限られた史料の範囲内ではあるが、立木年季売りの優位を確認できる。
- (9) 笠井恭悦前掲書 第2節11～50ページ
- (10) 半田前掲論文 29～30ページ。
- (11) 半田前掲論文 30ページ。
- (12) 当然に二つの時点における階層分化を対比する作業が必要であるわけだが、怠慢のため果しえなかった。文化9～11年の名寄帳の整理と、それによる天保期との対比は、追って別の機会にふれたいと思う。
- (13) 西河区有文書「天保三年持高名寄帳」
- (14) 西河区有文書「天保八年持高名寄帳」
- (15) 笠井前掲書 4ページ。
- (16) 西河区有文書「天保八年持高名寄帳」
- (17), (18), (19), (20) 西河区有文書 天保7～11年各「村方証文写帳」
- (21) 笠井前掲書 第2節 11～50ページ。
- (22), (23), (24) 西河区有文書 天保7～11年各「村方証文写帳」

第2章 明治以後における「借地林業」の推移

1. 借地林業をめぐる土地制度の変遷

いわゆる「借地林業」の本質については、すでに笠井氏の前掲論文において、川上村を中心に、豊富な史料の分析を通じて鋭い考察が加えられている。またわれわれも前章において、借地制度の発生過程について若干の分析を試みた。本章では、明治以後における借地林業の実態とその推移をできるだけ具体的な数字によってあとづけ、吉野地方の林業経営発展史上における借地制度の意義を考えてみたい。

まず「借地林業」の制度的側面の推移についてみよう。笠井氏の指摘されたように、徳川期の借地証文は立木年季売買の内容をもつ取引にはかならないが、それがのちになって「借地」という通念の中に埋没してしまったのは、明治民法および不動産登記法の施行にさいして、立木登記に関する独自の制度が認められず、他人の土地の一般的な使用収益権を意味する「地上権」に包括されたことと、深く関連している。そこで初めに立木に関する法制の推移を略述しておこう。なお笠井氏の論稿および船越昭治氏の労作「立木売買と森林抵当金融に関する歴史的研究」がこの間の経緯を詳しくあとづけているので、ここには梗概を記すにとどめる。

- (1) 明治5年地租改正に伴って、地券の交付という形で近代的土地所有制度ができあがった。これはいわば上からの劃一的な所有権創出の措置である。しかし旧藩時代から継続した多様な質・抵当関係は地券制度だけでは処理しえないので、この点に関しては、伝統的に踏襲されてきた名主奥印を継承した戸長奥印による公証制度を容認した。明治6年の「地所質入書入規則」がそれで、戸長役場が担保権の設定契約証書に奥書割印することにより、第三者に対抗しうる効力をもちえたわけである。この制度は旧来の慣習をそのまま生かしたものであるだけに好感をもって迎えられたようである。
- (2) かかる戸長公証の制度は、吉野の立木年季売買にさいしても、明治10年頃までは旧慣通りに通用していた。しかし明治10年になって、大和国5大区6小区からの伺に対し、堺県令は「但立木等ノ売

買及質入書入ノ類ハ戸長ニ於テ公証スベキ制規ニ無之候事」として、立木に関する公証の効力を否認する考え方を示した。もっともこの時は、翌11年同区から「〔第1条〕地所而已売買且抵当書入之義ハ立木持主ヘ加印致サセ親類並ニ保証人及村総代等5名以上調印ノ上取扱致サセ度、〔第2条〕立木而已売買且抵当書入之儀ハ該地主ニ加印致サセ第1条ニ準ヒ取扱致サセ度」と再度伺い出たのに対し、県令は「惣テ伺ノ通」と回答し、立木の売買や質入についても村総代などの加印により公証することが認められた。

- (3) 明治19年登記法が公布され、翌20年から施行されることになった。これにより過渡的な戸長公証の制度に廃止され、地所・建物・船舶を対象として売買譲渡・質入書入・差押仮差押にさいして登記を行なうようになった。そして山林に関しては、立木は単に土地の附属物とみなされ、土地登記によって第三者に対抗しえたのである。この間の推移を反映して、明治18年には、吉野郡鷲家村外8ヶ村戸長よりの伺に対して大阪府知事は、「立木売買証書等ニ戸長公証ヲ為シ来レルモ成規外ニシテ畢竟無効ナリ」とし、再度立木法制についての旧慣を否認するに至った。この頃になるとすでに、川上・小川・四郷の各村では貨幣経済の滲透に伴って商人資本の進出が著るしく、山林や立木の取引が盛んであった。とくにこの地方の山林の村外への流出の過程をみると、まず立木が譲渡され、ついで土地までも兼併されるというケースが多く、明治10・20年代はちょうど立木の村外流出が最も盛んな時期だったとみられる。それだけに立木所有者にとって、旧慣が否認されてその法的地位が不安定になったことは大きな痛手であり、立木付山林の売買登記をめぐる各地で紛議が発生した。
- (4) こうして立木所有者たる村外の大林業家の間では、立木に関する権利を保護するための法制を要望する声がいよいよ高まった。まず明治21年には、北村又左衛門ほか数名の林業家が奈良県知事に対して、「立木台帳ヲ調整シ而シテ各村々ニ立木取扱人タルモノヲ確定シ之レヲ御公認ノ上立木付登記ニ付テハ該取扱人ノ証明アルニアラサレハ登記公証ヲ与ヘサル様」にしたいと請願し、川上・小川両郷ではそれぞれ「立木取扱規定」を制定しかつ取扱人名簿を提出した。この請願は大阪始審裁判所に移され、その認可をえた。さらに23年には、やはり北村又左衛門ほか7名の大林業家が代表人となって、立木のみを売買・書入質入について別に登記制度を設けることを県知事に請願し、さらに知事の斡旋によって司法大臣に稟申書を提出した。その結果、吉野地方にかぎっての登記法上の特例として、立木と土地を別個に登記することが認められたのである。
- (5) しかし明治30年に民法が施行され、それに基づいて32年に新しい不動産登記法が制定されるにおよび、地方的な特殊な登記取扱は認められないこととなり、またも立木登記の制度は否認された。民法の解釈では、森林の樹木はすべて土地の定着物とみなされたのである。その結果、立木のみを売買したり担保に入れたりするばあいには、民法の関連法として明治33年に公布された「地上権ニ関スル法律」に基づいて地上権を設定することにより、立木に関する権利を法的に保護するほかはないことになった。こうして立木年季売買は、法的には地上権売買の形式をとるに至ったのである。
- (6) もっとも地上権という法概念の本質に照らして、それが立木所有の権利までを包含しうるかどうかとなると、法律解釈上かなり無理な点もあった。したがって地上権という形では立木所有の法的地位はなお不安定であった。さらに明治30年代になると植林熱が勃興し、一方不動産担保金融の制度も普及したが、立木の担保物件としての地位が保証されていないことは、信用を受けようとする林業家たちにとって不利不便が大きかった。明治32年には、大和山林会長北村宗四郎以下の会員の連名で、3回にわたり、立木を直接に保護すべき法制の実施を要望する歎願が提出された。その結果37年に至り、司法省内部ではじめて「立竹木ニ関スル法律案」が起草され、その後農商務省との協議を経て、39年帝国議会に提案された。同じころ天竜地方の林業家たちからも法規制定の請願が

なされ、ついに42年になって「立木ニ関スル法律」（立木法）の成立をみた。これによって立木は土地から分離して譲渡または抵当権の目的とすることができるようになった。

- (7) もっとも立木が独立の不動産として保存登記できることになると、立木だけが土地から離れて転々売買され、はじめに地主が地上権者との間で契約した歩口金を確保することが困難となる惧れがある。そこで土地所有者や区有地の管理に当る部落代表者の間から不満が起り、吉野郡各町村共同で歩口金確保の決議を行なって法制化を要求した。明治43年の帝国議会には、議員立法として「立木地主保護ニ関スル法律案」が提出され、これは「立木ノ先取特権ニ関スル法律」として修正可決されて、立木法と同時に施行されることとなった。これによって、たとえ立木が第三者に転売されたり抵当に供されたりしても、伐採時の歩口金に対しては土地所有者が先取特権を有することが保証された。

「借地林業」をめぐる法制確立の経緯は以上のごとくである。ただ事実上、立木に対する権利確保の手段として立木登記の制度が活用される例は少なかったようである。立木登記の実績に関する詳しい資料はえられなかったが、立木を抵当に供して金融機関などから資金を借り入れるときに保存登記を行なうばあいほとんどだ、ということである。川上村における近年の事例をみると、昭和33年度に保存・売買・相続の登記各1件、34年度に保存2件・売買1件の登記がなされているにすぎない。

これに反して明治32年の不動産登記法施行当時における立木所有の権利は、その後1～2年の間にほとんど地上権という形で登記が完了した。したがって以後立木売買のケースは、一般には地上権の設定ないし売買という法形式で処理されてきたわけである。もっとも実際には、立木所有者の権利が立木登記も地上権登記もなされないままにつきつきと移転しているばあいも少なくない。とくに地上権は立木の伐採によって当然に消滅するものではないから、立木が伐られても地上権抹消登記がなされなければ同一の土地に新規に地上権設定をなしえない、という不便がある。また立木一代の年限で地上権を設定するばあい、近年まで100年を超える地上権に準じて評価額の3.2%という高率の登録税が賦課されていた（ちなみに昭和37年当時において林地の評価額は、賃貸価格の2万倍で、川上村のばあい反当3～4万円である）。これらの事情から、地上権が無登記のまま転売される事例はしだいに多くなってきた。ことに区有地に対する借地のばあいは、立木所有者が登記によって権利の保証を求める必要も比較的少ないので、いっそう無登記のケースが多い。なお昭和36年から奈良法務局では、地上権の年限が立木一代限りであるばあいは、50年未満のそれと同様にみなすことに改め、登録税の税率を0.6%に大幅に引き下げた。しかし一方昭和35年から、公簿上のある地番の一部に地上権を設定するという形が許されなくなり、1件ごとに分割登記し直すという煩雑な手続を要することになったので、ますます登記が励行されなくなりはせぬかと憂慮されている。

以上のように、「借地林業」と山林における地上権とは範疇的に決してイコールではないし、事実としても、地上権設定の数字をもってそのまま借地林業の数字に措定することは、若干の誤差を免がれない。けれども大局的にみればその誤差はさして大きなものではなからうし、地上権に関する資料を用いる以外に借地関係の存在を量的に把握する方法もないので、以下の分析にさいしてはさしあたり、法務局出張所保管の登記簿と、森林組合所管の森林台帳から、地目が山林原野となっている土地における地上権の所在を拾い出して集計した次第である。

2. 借地林業の現状

まず現在吉野の林業経営において借地林業がどの程度の比重を占めているか、をみよう。時点はやや古いが、川上・旧小川・旧四郷三ヶ村の山林における昭和29年現在の地上権設定状況を、森林台帳に基づいて示すと、第1表の通りである（数字はすべて公簿面積）。

村別にみると、山林総面積のうち地上権設定面積の比率が最も大きいのは旧四郷村で、旧小川村が

これにつき、川上村は3村の中ではもっとも低い。ところで地上権設定地を、部落共有地を対象にするものと私有地を対象にするものとに区分すると、前者の割合は四郷村60%・小川村70%と著しく高いが、川上村では26%と比較的低くなっている。とくに中黒(小川)・三尾・大豆生(四郷)では、地上権設定例のほとんどすべて、小栗栖・小・鷺家(小川)でもその大半、が部落有地を対象とするものである。けれども川上村では、上市方面から村への入口に近い大滝・西河両区だけは部落有地への地上権が大部分を占めるが、その他の大字では私有地に対するものが圧倒的に多い(部落有地の所有名義は、「区共有」という形が多いけれども、大滝・三尾・大豆生ではそれぞれ財団法人としての自治会の名義になっている)。がいしていえば、部落有地地上権の多い諸大字は大和平野と吉野の奥地を結ぶ中継商業地に比較的近く(小川村の諸大字や三尾は宇陀松山に、大滝・西河は上市に近い。なお上市から川上村に通ずる陸路としては、大正期まで中荘から五社峠を越えて大滝へ出る通路が一般的であったから、大滝・西河はまさに村の入口に当たるわけである)、私有地地上権の多い諸大字は奥地に位置する、といえよう(小川郷においても、最奥地の大又は私有地地上権のみである)。

このことは、前者の諸大字では山林の価値が比較的早く発生したため地盤所有権を区が確保することによって歩口金を区の財源に充てようという意欲が割合に強かったのに対し、後者の諸大字では地元住民にとって山林の価値が十分認識されないままに、共有地は地元の有力者や村外の資産家の手に一括して買いとられてしまい、こうして成立した私有林の上に借地林業が展開された、と考えられる。

つぎに借地林業における地主と植主(地上権者)との性格についてみよう。借地林業の機能は、資本力に乏しい在村の地主と、資本を擁してはいるが土地のない村外の植林資本家との間に交わされる土地貸借関係だ、という理解がこれまでの通説であった。しかし現状においては、このような関係があてはまるのは、上述の三尾・大豆生・中黒・大滝・西河などのように部落が地主になっている場合であり、私有林を対象とする借地の場合には、むしろ村外在住の山林地主が相互に、あるいは植主となりあるいは地主となって借地契約を結んでいる例が多い。川上村に例をとり、部落有地の多い大滝・西河両区を除いて計算すると、地主村内・植主村外という借地林業の「典型的な」形態は、面積にして44%にすぎない。むしろ地主・植主ともに村外というケースが、ほぼ同じぐらいの43%を占めている。また村外在住者を居住地により分類して地上権の設定・被設定状況を示した第2表をみても同様に、彼等が林地を貸しつけて地上権を設定させているケースが少なくないことがわかる。このような事実は、借地関係の当事者たる地主と植主とを、それぞれ範疇的な意味での土地所有ないし資本として理解するのが誤りであることを示唆するであろう。地主の権利である地盤の所有権と、植主の権利である立木の所有権とはともに、大和國中ないし周辺市町村の資産家たちにとって、ひとしく財産の一形態と意識せられているように思われる。

第2表 村外在住の地上権関係者の
居住地別内訳

(町)		川上村	旧小川村	旧四郷村
上市町	設	188.3	7.1	20.8
	被	268.5	—	11.0
その他 吉野郡	設	107.2	139.9	20.0
	被	18.5	6.3	0.1
宇智郡	設	91.2	0.2	137.9
	被	19.1	2.1	1.5
南葛城郡	設	240.2	17.3	54.5
	被	35.5	0.5	0.2
高市郡	設	178.0	8.2	19.3
	被	100.9	0.7	7.5
磯城郡	設	18.4	21.9	83.9
	被	5.6	1.5	12.5
北葛城郡	設	83.3	10.9	25.5
	被	55.8	2.8	15.3
その他 奈良県内	設	147.4	31.2	113.8
	被	131.0	8.4	6.8
大阪府 兵庫	設	279.4	10.1	41.5
	被	22.0	—	0.7
その他 府	設	140.1	1.0	12.2
	被	20.9	0.5	0.3
計	設	1473.4	247.8	529.4
	被	677.7	22.8	55.7

(注)〔設〕は地上権設定面積〔被〕は地上権被設定面積を示す。本表の合計欄の〔設〕は第1表の「地上権村外」の数字、〔被〕は第1表の「所有権村外」の数字に相当するわけである(ただし計算上多少の誤差を免がれなかった)

第3表 大山林所有者の借地面積

(町)		川上村	旧小川村	旧四郷村	計
北村家	A	115.6	6.2	12.2	134.0
	B	246.0	—	11.0	257.0
岡橋家	A	31.8	4.8	17.1	53.7
	B	45.7	—	2.2	47.9
中野家	A	150.0	10.3	6.6	166.9
	B	7.0	0.5	0.0	7.5
平井家	A	12.5	—	0.2	12.7
	B	8.3	—	—	8.3
谷家	A	19.5	—	1.4	20.9
	B	13.9	—	0.5	14.4
栗山家	A	44.7	0.2	137.0	181.9
	B	1.4	—	—	1.4
足達家	A	42.0	—	—	42.0
	B	120.0	—	—	120.0

(註) 「設」は地上権設定面積, 「被」は地上権被設定面積を示す

この点は、いわゆる大山林所有者たちが川上・小川・四郷3ヶ村において借地契約を結んでいる状況をみれば、いっそう明確であろう。第3表を参照せられたい。この表によると、中野・栗山の両家だけは、所有山林面積に対して地上権設定面積がかなり大きな比率を占めている。これは中野家が井光、栗山家が大又において広大な地上権を設定しているためである。しかしそれ以外の大山林所有者たちについてみると、所有山林に対する地上権設定山林の比率も低いし、また北村家や足達家のように、地上権設定山林（借入れ林地）よりも地上権被設定山林（貸付け林地）の方が大きい、というケースもみられる。ここから2つの事柄が結論されよう。すなわち

- (1) 1人の山林所有者が、一方では地主として他人に地上権を設定させ、他方では他人の土地に地上権を設定して立木を所有する、という事例が多いのは、借地制度が、少なくとも現在では植林のための資本導入という役割とは無関係であることを物語っている。
- (2) さらに北村家や岡橋家など有力な林業家は、林地の集積とともに単なる財産備蓄的所有から一步を進めて地主経営の色彩を強めるようになるが、それに伴って借地への依存を弱め、所有地中心の経営に切りかえていることがわかる。この事実は、育林経営資本の確立に借地制度が貢献した、という通説をまさに否定するものにほかならない。

3. 高原・大滝区における借地権の移動

笠井恭悦氏は、徳川期におけるいわゆる借地証文の分析検討を通じて、借地林業と称されるものの本質は立木の年季売買であって、資本家的借地経営とはみなしえないことを実証された。氏は明治以後の借地関係の展開については直接ふれられるところは少ないが、前節に示したように、借地林業の現状についてみても、この制度が吉野における林業経営の展開の上に積極的な役割をはたしている、とはいえない。この節ではさらに、川上村のうち大滝・高原両区に属する地籍の林地を対象にして、借地関係の移動を検討してみた。明治以降の借地林業の性格について考察するための十分な分析を行なうには不足する点も少なくないが、一資料として紹介しておきたい。

前掲のごとく、大滝は川上村の中でも借地関係が比較的多い地域に属する。ただし部落共有地に対する借地が多い。一方高原は、現在では借地関係につながる林地の比率はかならずしも高くないが、以前借地林制度の盛んだったところである。ここでは私有地に対する借地がほとんどを占める。なお、高原は吉野川筋から離れ、川上郷のうちでは奥地に属するが、良材の蓄積が多く、吉野郡の樽丸製造の発祥地といわれるほどで、早くから伐出商人や樽丸商が入って活躍したところである。

さて第4、5表について、大滝・高原の順にみてゆこう（借地林業を地上権として登記することは、前述のごとく明治33年から始まった関係上、33年・34年に地上権設定登記が集中している。これ

はもちろん法形式上のことで、これらの土地は実際には古くから借地関係が続いてきたわけである。なかには登記のさいに借地の始期を明記したケースもあるけれども、大多数は始期の記載を欠いているので、始期の年代によって仕訳けることができない。したがって登記簿によって借地契約の設定・移転・解消を年ごとに知りうるのは、ほぼ明治35年以降とみられる。この意味で、第4、5表でも明治35年以後の推移のみ記した。

〔大 滝〕

第4表には、大滝区内の私有林を対象とする地上権の動向を、年代順に掲げた。まず明治30年代から大正4～5年にかけて、村外在住者による地上権の新規設定の事例が比較的多くみられる。ついでこの動きから数ケ年の遅れをもって、明治39年から大正9年頃までの間には、従来大滝在住者が設定保有していた地上権が、急速に村外へ移転流出していった。しかしこの流れも、昭和5年を境にしてとどめる。昭和に入ってから、村外在住者相互間での地上権売買移転が多くなっている。なお全期間を通じて、いったん流出した地上権が地元在住者のもとへ還流したケースは、きわめて例外的だといつてよい。

なお地上権設定・移転の最盛期とほぼ平行して、地上権消滅の事例もやはり明治40年代から多くなり始める。形態別にいうと、昭和初期までの間にとくに多いのは、地上権と土地所有権との権利混同による抹消（すなわち地上権者による地盤買い取り）で、またそのほとんどが、村外在住者を借り主とする場合である。すなわち上述のように新規設定や移転という形で地上権が村外者のもとへ集中する傾向がある一方、彼等はすでに、法形態の上からみて不安の多い地上権を整理して、むしろ積極的に地盤取得を指向していることが知られる。なお契約による抹消（すなわち土地所有者の地上権買い取り）のケースは、権利混同抹消ほど多くはないが、明治40年代から大正初期にかけて多少みられる。つぎに皆伐（すなわち地上権契約の目的完了）による地上権の抹消だが、昭和初期までは大滝在住者の保有にかかる地上権の消滅の事例が圧倒的に多い。ところが昭和5年ごろから戦時中にかけては逆に、村外在住者の保有にかかる地上権の消滅が多くなる。この時期にとくに事例が集中したのは、戦時下の強制伐採による影響と考えられるが、地上権整理の方向が、もはや昭和初期までのように村外者の地盤取得という方向でなく、部落在住者への土地還流、という形で進みはじめたことが注目されよう。

以上のように大滝では、私有地に対する地上権の動きが活発だったのはほぼ大正前半までで、その後はしだいにぶくなり、戦後はほとんど停頓するに至った。これはもちろん吉野地方一般の借地林制度の動向を反映したものであろう。ただ大滝は川上村の中でも最大の区有地を有しており（大滝区有76町、大滝・西河区共有284町）、区は以前からこの土地を借地に出してきたが、とりわけ昭和13年に財団法人大滝自治会が設立されてからは、毎年計画的に地上権設定の権利（その価格が前借に相当する）を一般に公売するようになった。これ以後、借地林制度の中心は区有地の方へ移行するに至ったようである。

〔高 原〕

高原区内での地上権の動向も、大滝区の場合と大綱においてちがいはない。まず地上権の設定は、明治30・40年代に最も多い。借地者は村外在住者が主体になっている。ただ大正以降最近に至るまで設定事例の散見される点は、大滝とやや異なるところである。つぎに地上権の移転は、明治末年までの間にとくに多い。やはり高原ないし川上村内在住者から村外在住者の手に移ってゆく動向を示しているが、村外在住者相互間の売買も、これと並行して明治期に最も活況を呈し、大正以後の方がかえって件数・面積とも減少している。高原は大滝に比べて広大な林地と豊富な森林資源を擁するだけに、早くから村外の資産家たちの林地・立木取得の好対象として着目されてきたことを反映するもの、といえよう。

つぎに地上権抹消の事例についてみよう。村外者の保有にかかる地上権に関する権利混同抹消の例は、明治30年代から昭和初期にかけて多くみられる。また契約抹消の例は、明治40年前後から大正初期に集中している。これらの傾向は大滝の場合と同様である。一方皆伐による抹消は、大滝とちがって村外者の保有にかかる地上権の場合が明治以来一貫して多い。また昭和以降では皆伐抹消の最も多いのはやはり戦時中だが、戦後においても若干の事例がみられる。

4. 高原・大滝区における林地所有および借地構造の推移

前節では、高原・大滝両部落の地籍内の山林において、借地関係が発生・移転・消滅してきた状況を、年を追って検討した。この節では、山林所有者たちが経営基盤を充実整備してゆく過程で、かかる借地林制度がいかなる役割を果たしてきたか、を考察しよう。この点を、経営内での自営地（所有地）・借入地・貸付地の比重の推移をたどることによって検討してみたい。ここではその手段として、明治23年を皮切りに以後5年きざみに時期を区切って、両部落地内での権利者を人別に名寄せして集計を行なった。集計結果を権利者の居住地別にとりまとめたのが、第6、7、8表である。また第9表には、村内における代表的な山林所有者についてその推移を掲げた。以下、大滝・高原の順にあらましを説明しよう。

〔大 滝〕

大滝区の地籍に属する林地は土地台帳によると690町だが、そのうち私有地が320町、区有地が360町で、ほぼ4：6の割合になっている。そして私有地のうち地上権設定地は一部分を占めるだけだが、区有地の場合にはそのほとんどに対して地上権が設定されている。私有地における所有および借地関係の移動状況は第6表、区有地におけるそれは第7表に要約した通りである。

年代の経過を追って簡単に特色を述べてゆこう。

明治23～33年……明治23年当時の状況をみると、私有地のほとんど（96%）が地元住民に保有されている。この状態は、明治38年ごろまであまり変化していない。また私有地全体のうち借地林（借地関係の存在する林地）の面積は22%を占める。借地関係の内容をみると、貸し主はほとんどが地元住民だが、地上権はすでに約6割が村外（とくにいわゆる国中在住の資産家に保有されている。これに対して区有地の地上権は、地元住民がなお多くを保有している。

明治33～43年……地元住民の自営地は減少しはじめる。また地上権もしいに村外への流出傾向を強める。

明治43～大正9年……地元住民の自営地は、この10年間に85%から38%へと激減し、高市郡をはじめ国中在住地主の所有が9%から一挙に42%へと急増する。区有地の地上権についても、ほとんど同様の傾向が現われている。また私有地のうち自営地がふえて、借地林の割合は著減している。

大正9年～昭和5年……前の10年間と同様の傾向がつづいているが、ややテンポは落ちる。

昭和5～15年……私有林については自営地・借入地とも、居住地別比率の変動は比較的少ない。けれども借地林の総面積は半減して、私有林の7%にまで縮小する。一方区有林においては、大滝在住者の借地面積が減って県外在住者のその増大が目される。このころから村外在住者の地上権は、区有林を主対象とするようになってきたわけである。

昭和15～25年……地上権設定面積はさらに一段と減少する。一方林地の所有権および地上権は、幾分地元住民へ還流する傾向が現われる。

昭和25～35年……おおむね前の10年間の動向を継承するが、国中方面の商人層の保有面積は自営地・借入地ともやや減じ、吉野郡内在住者分の多少ふえていることが、注目される。

〔高 原〕

高原区の地籍に属する林地は、台反約990町である。以前にはある程度区の共有地を保有していた

が、その後すべて私有化してしまったので、現在では私有林だけしか存在しない。この山林を対象とする所有権と借地関係の移動状況は、第8表のごとくである。以下、移動の特色を要約する。

明治23～33年……大滝に比べると高原では、早くから村外所有が出現しているが、それでも明治23年当時には自営地の76%までが地元住民に属していた（とくに区有地が大面積を占めた）。一方借地林の面積は全私有林の28%だが、すでに地上権の54%、地盤所有権の22%までが吉野郡内や国中の地主に保有されている。ところで高原では、明治24年頃に区有地が大幅に私有化した（部落の有力者3戸の事実上の囲い込みに基づくということだが、その林地もやがて村外資産家に転売されてしまった）。またこの頃は、川上村奥地への商品経済が滲透し、社会構造に変動の激しかった時期に相当する。そのため高原の住民で保有山林を手放してしまう者も多かったようである。地元在住者の保有する自営地の割合は、明治28年早くも10%に低下し、明治33年には6%、38年には3%と激減している。他方33年には、自営地の85%までが国中の資産家たちによって占められるに至った。高原地区の山林所有構造における村外地主の優越という性格は、この頃すでにほぼ確立されたのだといってもよからう。

明治33～43年……この期間の特徴として第1に、借地林が約100町を減じたことが挙げられる。また自営地の内訳をみると、地元住民と国中地主との面積にはあまり増減がないが、郡内在住者の所有地が著増した。なお借地林については、高原の住民が借り主というケースはすでにほとんどなくなっている。また貸付地のなかでも、地元住民の保有面積の割合は60%程度に減少した。

明治43～大正9年……この期間には、所有権にも借地関係にもほとんど変動は生じていない。

大正9～昭和5年……借地林面積のかなり減ったことが注目される。とくに従来100町の地盤を保有してきた区有林がなくなり、地上権者だった川上村がほぼ半分を取得したが、残りの部分の地盤所有権は村外へ売却された。こうして地上権・地盤所有権とも、村外地主なかんづく国中地主に保有される傾向が顕著になってくる。

昭和5～15年……借地林はさらに減少している。しかしその他の点では、ほぼ前の10年間の状況がうけつがれ、著変はない。

昭和15～25年……まず地元住民が外部からある程度の林地を買い戻したことが注目される。さらに上記の村有林内の借地林も、村が地盤全部を買いとって完全な直営林となった。そのような関係から、自営地のうち地元および川上村内在住者の比率が多少とも向上した。これに対して国中在住地主の保有地は、昭和10年をピークとして、以後わずかづつだが減少をつづけている。なお終戦前後から、東京や長野の資産家や法人が一部の林地を買い集めるといった傾向が現われてきた。一方借地林はさらに一段と減じ、もはや私有林全体の3%程度を占めるにすぎない。

昭和25～35年……上記のように戦後昭和25年ごろまでに定着した所有構造が、おおむねそのままうけつがれている。

以上、両部落の傾向を要約すると、つぎのようにいえよう。川上村全般の傾向と同様に、林野所有は全体として、明治中期以後の時期に、地元住民の所有から村外（とくに大和国中）在住の所有者へと急速に流出していった。流出の最盛期は、大滝では大正から昭和初期だったが、高原ではすでに明治30年前後に地元住民が山林の大部分を手放している。大滝は川上村の入口にあって商品経済との接触が早く、住民は木材の販売や輸送に従事してある程度経済力を蓄えていたのに対し、高原は明治前半まで自給経済の色彩が濃厚だったところへ急激な商品経済の滲透を受けた、という両部落の事情のちがいが、かかる林地流出の遅速をもたらしたものと思われる。一方地上権設定面積は、おおむね明治末ないし大正中期以後漸減している。

ところで地上権と地盤所有権は本来経営と所有という異質の範疇に属する権利である。けれどもそ

の移動状況を観察すると、自営地の動向に比較して、前者はややテンポが早く後者はテンポが遅いというちがいがこそあれ、いずれも同じように地元住民から村外へ、という明瞭な趨勢を示していることがわかる。このことからわれわれは、所有権・地上権・地盤所有権とも同じように、財産の諸形態として意識され売買されているにすぎないとみなすことができるだろう。

最後に第9表は、おもな山林所有者の林地について、自営地・借入地・貸付地別に推移を示したものである。もちろん、経営地の中で借地に依存する割合には、所有者ごとにかなり個別差が存する。けれどもおしなべていえば、明治30年以前には借入地のウェイトが自営地に劣らず高い。北村・中野・岡橋家などいずれも明治23年には借入地の方が多い。この頃まで、彼等の山林集積は立木の取得が中心だったことを物語るものであろう。しかしその後彼等は、がいして所有地を中心に規模を拡大してきており、借入地をしないで縮小する傾向がみられる。一方貸付地の方は、むしろ年を追って増大し、現在北村家・岡橋家ではかえって貸付地面積が借入地上廻るに至った。また中には、中山家のように初めから借地を行わず、貸付地をかなり多く保有している例や、平井家のように借地関係をもたない例もみられる。

要するに、借地林制度の本質が毛上の立木売買の制度だという点に着目するならば、地盤の私的所有が必ずしも広汎に確立していなかった明治中期の頃まで、村外の資産家が山林を集積するさいに、土地つきよりも立木だけの方が取得しやすかったことは、十分に想像できよう。けれどもその後地盤そのものの商品化が進展するにつれて、土地つき森林の売買が一般的になるとともに、地盤所有権そのものまでも独立の商品として取引されるに至った。またある程度山林を集積して積極的に育林活動を展開しようとする所有者にとっても、権利関係のより安定した自営地を取得した方が、保有山林の基盤整備に資しやすい。このようにして借地林制度は、現在はもちろん過去においても、通説のように村外からの造林資本の誘致という役割を果たしたということは、論理的にも考えられないし事実としてもなかった。のみならず、明治末期以後、大山林所有者の地主経営への指向が強まるに伴って、衰微の一途をたどらざるをえなかったのである。

第3章 最近の吉野借地林業における林地所有関係の変遷

吉野林業を特色づけてきた。いわゆる借地林業経営は近時、著しく減少し、私有林地における所有と経営が同一主体によっておこなわれる林業経営に置き換えられてきた。このため、地上権の移動も、一部、大滝、西川、東川などの共有地において、純然たる借地契約（地上権売買）による地上権移動がみられるほか、地上権の移動はあっても、その内容は、所有権取得による地上権の混同抹消（所有権と地上権の所有者が一致することによる地上権分離の解消）であることが多い。

したがって地上権の移動状況についてみる場合、それが林地所有権移動とも密接に関連しているため、両者併せての移動状況をみなくてはならない。以下の分析は、過去3ヶ年（昭和34年、35年、36年）の登記所資料によるものである。

1. 林地所有権ならびに地上権の地盤所在地別、所有者居住地別移動状況

A. 所有権の移動

イ. 所有者居住地別移動状況〔第10表〕

川上村全域を通じ過去3ヶ年間ににおける林地所有権の移動結果としてみれば、面積において県外居住者による所有が増大し、59.5町の増加がみられ、これに対し、県内他町村、村内居住者の所有が、それぞれ21.6町、37.8町の減少となっている。しかし件数で見ると県外所有は減少し、村内、県内他町村所有とくに県内他町村所有は増加している。

これは、村内および県内他町村居住者の林地取得件数は多いが、その取引面積が零細であるのに対

して、県外居住者の場合は取引件数が少ないにも拘らず、取引面積の大きいことを示すものである（県外居住者による1件当たり平均購入面積35.6反，県内他町村居住者の場合19.1反，村内居住者の場合6.2反）。

県外居住者のうち、とくに購入面積，件数の多いのは京都市，大阪市などの居住者の場合であり，県内他町村の場合は，大淀町，桜井市，田原本町，吉野町，香芝町居住者による購入が面積，件数において大きい。〔第11表〕

ロ. 地盤所在地別移動状況

部落別に過去3ヶ年の村地所有権の移動についてみると，全く移動のみられないのは瀬戸，八幡平，粉尾の3部落にすぎず，他の部落ではすべて移動している。そのうち，入之波，柏木の2部落では，村内居住者間の移動はあるが，外部への流出移動はみられない。

以上の5部落を除き，他の部落での村内，県内他町村，県外居住者別の移動増減結果をみると次の通りである。

i) 村内居住者による所有増減

村内居住者による所有が面積，件数ともに減少傾向を示すのは，大迫，上谷，上多古，白川渡，高原，北塩谷の各部落で，とくに高原，大谷，ついで北塩谷，大迫で著しい。その減少傾向も高原，北塩谷では過去3ヶ年，一貫して減少しているのに対し，上谷，大迫では昭和34年に減少して以後は，増減なし，或いは増加傾向を示しており，若干の差異が示されている。

川上村全体の傾向と一致して，村内居住者による所有が面積で減少，件数で増加を示すのは，中興，北和田，迫，東川で，面積減少のとくに著しいのは中興，北和田で，中興では県外他町村への流出となっている。

次に面積，件数ともに増加しているのは，伯母谷，神之谷，下多古，井光，武木，井戸，人知，寺尾であり，面積は増加しているが，件数として減少しているものに大滝，西川がある。これらは神之谷を除き，増加しているも，その面積増加は一般に小さい。

(第10表) 川上村林地所有権村内・県内他町村・県外所有者居住地別，地盤所在地別移動増減結果(昭34~36, 3ヶ年差引計)(反)

地盤所在地 所有者居住地	川上村林地所有権村内・県内他町村・県外所有者居住地別										井光				
	額	八幡平	中興	入之波	伯母谷	大谷	上谷	神之谷	柏木	粉尾		北和田	上多古	白川渡	下多古
村内居住			-763.525 (+1)	±0 (±0)	+4.110 (+3)	-13.222 (-5)	-34.910 (-1)	+510.000 (+1)	±0 (±0)		-49.516 (+1)	-0.002 (-1)	-6.620 (-1)	+27.107 (+9)	+0.324 (+2)
県内他町村居住			+18.920 (+2)		-4.110 (-3)	+13.222 (+6)	+46.610 (+3)	-510.000 (-1)			+49.716 (±0)	+0.002 (+1)	+6.620 (+1)	+152.105 (-3)	-0.209 (-1)
県外居住			+744.605 (-3)			-0.010 (-1)	-11.700 (-2)				-0.200 (-1)			-179.212 (-6)	-0.115 (-1)

(第10表つづき)

地盤所在地 所有者居住地	川上村林地所有権村内・県内他町村・県外所有者居住地別										東川	計
	武木	井戸	人知	白屋	高原	迫	北塩谷	寺尾	大滝	西河		
村内居住	+5.810 (+2)	+1.105 (±0)	+10.622 (±0)	-1.120 (±0)	-64.701 (-2)	-5.210 (+4)	-15.704 (-7)	+5.000 (+1)	+11.001 (-4)	+10.605 (-1)	-9.429 (+1)	-378.415 (+3)
県内他町村居住	±0 (±0)	-2.105 (-1)	-10.622 (±0)	+0.904 (+1)	+66.201 (+3)	+5.025 (-1)	+15.704 (+7)	-20.000 (-2)	-33.417 (+2)	-5.229 (+1)	-6.004 (-7)	-216.517 (+8)
県外居住	-5.810 (-2)	+1.000 (+1)		+0.216 (-1)	-1.500 (-1)	+0.115 (-3)		+15.000 (+1)	+22.416 (+2)	-5.306 (±0)	+15.503 (+6)	+595.002 (-11)

() 件数 ○ 村外流出 × 村内還流 △ 村外間移動

〔第11表〕 県外、県内他町村、村内居住者による林地所有権購入面積・件数

		昭 3 4		昭 3 5		昭 3 6		昭 3 4 ~ 昭 3 6		1件当り 平均面積
		面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	
県 外	大 阪	反 30.1	4	反 11.4	4	反 6.9	3	反 48.4	11	35.6反
	神 戸	2.4	2					2.4	2	
	京 都	16.0	1	752.2	2	3.8	2	772.0	5	
	東 京	4.2	2			2.9	2	7.1	4	
	海 南	180.0	1					180.0	1	
	川 西			2.0	1			2.0	1	
	枚 岡			2.7	1			2.7	1	
	生 駒			1.5	1			1.5	1	
	西 宮					0.8	1	0.8	1	
川 崎					14.2	2	14.2	2		
県 内 他 町 村	香 芝 町	44.0	1	1.9	1	18.4	3	64.3	5	19.1反
	吉 野 町	25.2	5	7.8	5	23.9	3	56.9	13	
	田原本町			6.0	3	60.7	3	66.7	6	
	大和高田市			11.6	2			11.6	2	
	五 条 市			1.5	1	—	1	1.5	2	
	広 陵 町	5.8	2	19.3	1	8.2	2	33.3	5	
	檜 井			1.7	1			1.7	1	
	奈 良 市			15.5	1			15.5	1	
	橿 原 市	13.3	3	8.0	2	0.8	1	22.1	6	
	王 寺 町	10.1	3	32.8	5			42.9	8	
	大 淀 町	718.6	3	10.7	1	0.9	2	730.2	6	
	桜 井 市	0.3	1	100.0	1			100.3	2	
	高 市 町	8.2	2	5.3	1			13.5	3	
	大 三 輪 町	16.7	1					16.7	1	
	御 所 市	8.2	2					8.2	2	
東吉野村	0.6	1					0.6	1		
村 内	200.1	46	626.8	53	77.5	47	904.4	146	6.2反	

ii) 県内他町村居住者による所有増減

全体傾向と一致して、面積では減少、件数で増加しているのは、大滝、西川の2部落であり、面積、件数ともに減少しているのは伯母谷、神之谷、井光、井戸、寺尾、東川の各部落がある。前者は昭和34年に減少し、以後は面積、件数とも増加しているのに対して後者は3ヶ年間を通じ一貫して減少している。

面積、件数ともに増大しているのは、中奥、大迫、上谷、北和田、上多古、白川渡、白屋、高原、北塩谷で、面積は増加するが件数で減少傾向を示すのは下多古、迫の2部落である。このうち、中奥、下多古、迫は年度により増減がみられ一定した傾向を示さないが、他の部落では一貫した増加を示している。

iii) 県外居住者による所有増減

全体傾向と一致して、面積で増加し、件数で減少している部落は中奥、白屋、迫であり、面積、件数ともに増加するのは、井戸、寺尾、大滝、東川の4部落である。このうち東川が3ヶ年を通じ増加傾向を示す他は、その増加は連年的にみられないが、1件当りの増加面積は大きく、3年間を通算すると増加傾向としてあらわれているといえよう。

なお、面積、件数ともに減少傾向を示すのは、大迫、上谷、北和田、下多古、井光、武木、高原の各部落である。

iv) 小括

以上の地盤所在地別、村内、県内他町村、県外居住者間の林地所有権移動を総括すると、村内から主として県外へ移動している部落は中奥、東川であり、村内から主として県内他町村へ移動している部落は、上多古、白川渡、北塩谷、大迫、上谷、北和田、高原、白屋、迫であって、以上の11部落では所有権の村外流出が支配的であるといえる。

これに対して、主として県外から、主として村内へ移動している部落は武木、西河であり、主として他町村から、主として村内へ移動しているのは、伯母谷、神之谷、人知、井光、井戸の各部落であって、以上の8部落では、所有権の村内還流が支配的であるといえる。

また、県内他町村から県外へ所有権の移動が支配的であるのは、寺尾、大滝の2部落であって、逆に、県外から県内他町村へ移動している部落としては、下多古がある。

B. 地上権の移動〔第12表〕

イ. 所有者居住地別移動状況

林地所有権の場合と同様、過去3ヶ年の移

(第12表) 林地地上権・村内・県内他町村・県外居住者居住地別・地盤所在地別増減結果(昭和34~36. 3ヶ年差引計)(反)

地盤所在地 所有者居住地	林地地上権											計					
	類	戸	中	奥	八幡平	入之波	伯母谷	大迫	上谷	神之谷	柏木		粉尾	北和田	上多古	白川渡	下多古
村内居住			+569.513 (±0)					-1.800 (-1)	+1.000 (+1)						+5.000 (+1)	+5.000 (+1)	
県内他町村居住								+1.800 (+1)	-1.000 (-1)						-5.000 (-1)	-70.515 (-2)	
県外居住			-569.513 (±0)													+65.515 (+1)	
地盤所在地 所有者居住地	武木	井戸	人知	白屋	高原	迫	北塩谷	寺尾	大滝	西川	東川	川	計				
村内居住				+3.600 (+2)	+0.009 (+1)	+0.300 (+1)	±0 (±0)	+32.400 (+1)	-69.400 (-2)	-90.410 (-1)	-37.200 (-1)	+418.012 (+3)					
県内他町村居住				-4.100 (-3)	±0 (±0)	-0.215 (±0)		+69.400 (+2)	+69.400 (+2)	+90.410 (+1)	+37.200 (+1)	+117.910 (-2)					
県外居住				+500 (+1)	-0.009 (-1)	-0.015 (-1)						-535.922 (-1)					

(第12表つづき)

() 件数

動増減結果についてみると、川上村全域について、村内居住者、県内他町村居住者による地上権所有の増大がみられ、とくに村内在住者による所有は、面積、件数ともに著しい。これに対し、県外在住者による所有は、件数、面積ともに減少している。

しかし、1年毎の移動状況についてみると、上述の傾向は必ずしも一貫しておらず、村内居住者による所有は、昭和34年、減少、昭和35、36年増加となり、県内他町村による所有は、昭和34、35年増加、36年減少であり、県外居住者による所有は、昭和34年増加、昭和35、36減少となっている。

ロ. 地盤所在地別移動状況

部落別に過去3ケ年を通じての地上権移動結果の増減についてみると次の通りである。

- i) 県外より村内へ移動するもの……寺尾、高原、中奥
- ii) 県内他町村より村内へ移動しているもの……上谷、白川渡、白屋、迫
- iii) 県内他町村へ村内から移動しているもの……大滝、西川、東川
- iv) 県内他町村から県外へ移動しているもの……下多古

面積増減としてみると、西川、大滝における村内から県内他町村への移動、下多古における県内他町村から県外への移動、中奥における県外からの村内への移動などが著しく、いずれも3ケ年通算5～9町の移動がみられるのである。

C. 所有権移動と地上権移動との関連（地上権混同抹消）〔第13～14表〕

設定された地上権は、その地上権を所有する同1人が、所有権をも同時に所有するとき消滅する。これが混同抹消である。

昭和34年では、地上権の移動における混同抹消はきわめて少ないが、昭和35年では地上権移動面積の54%を占め、更に昭和36年においては、68%を占めており、3ケ年を通算すると48%のほぼ半ばが混同抹消で占められている。立木一代限り、あるいは年季決め借地契約による林業経営は著して減少しつつあるのである。

いま、このような地上権の混同抹消を地区別に見ると、白屋、東川、(井光)などでは、県内他町村在住者による所有地に対して、村内居住者が地上権設定をおこない、その所有権も取得する傾向を示している。これに対して高原、(西河)では、県外在住者の所有地に対して、県内他町村居住者が地上権を設定し更にその所有権をも取得する方向を示しており、また中奥では、村内在住者の所有地に、県外在住者が地上権を設定し、更にその所有権を取得する傾向が示されている。

なお、過去3ケ年を通算した、川上村全域における混同抹消による移動傾向は、増加面積からすれば県内他町村、あるいは県外から村内へ還流するものが多いが、しかし、このうち、県外からの還流分、134町は保安村編入によるもので、これを除外すれば、県外あるいは県内他町村へ流出するものが、支配的であるといえるであろう。

以上、みてきた所有権、地上権移動および混同抹消の諸傾向から、地区別にみたとき、必ずしも一定した傾向を見出しにくいのが、ほぼ、次のように総括することができよう。

中奥では、所有権の村内から県外への流出が著しいが、混同抹消による所有権移動も多く、かつて県外在住者が村内所有者の林地に地上権設定により借地していたものを、更に所有権をも取得していく傾向を示している。

井光、白屋などでは、所有権が村内より県内他町村へ移動し、これら県内他町村居住者の所有土地

〔第13表〕 地上権移動のうち混同抹消によるもの

	(A)地上権移動	(B)左のうち 混同抹消	B/A
昭34	490.902	0.009	0%
昭35	3,845.412	2,070.203	54%
昭36	122.521	83.221	68%
計	4,458.905	2,153.503	48%

(註) 面積単位 反セブ

〔第14表〕 混同抹消による地上権移動

(単位反セブ)

		昭 3 4	昭 3 5	昭 3 6	計	備 考
村 内 へ	村 内→村内			15. 826 (井光)	0. 009(高原)	※保安林編入
	他町村→ "			3. 600 (白屋)	1319. 513(中奥)※	
	県 外→ "	0. 009 (高原)	1, 319. 513(中奥)	3. 215 (東川)	15, 826(井光)	
					3, 600(白屋)	
					3, 215(東川)	
					1342. 203	
他 町 村 へ	村内→他町村				0. 620(西河)	
	他町村→ "		0. 620(西河)		60. 000(高原)	
	県 外→ "			60. 000 (高原)	60. 620	
県 外 へ	村 内→県外		750. 000(中奥)		750. 000(中奥)	
	他町村→ "			0. 500 (高原)	0. 500(高原)	
	県 外→ "				750. 000	
	計	0. 009 (高原)	2, 069. 513(中奥) 0. 620(西河)	15. 826 (井光) 3. 600 (白屋) 3. 215 (東川) 60. 500 (高原) 83. 221	2, 153. 503	
			2, 070. 203			

に、在村者が地上権を設定、更に再び、その所有権をも取得するといった傾向がみられる。

東川、大滝、西河などでは、村内から県内他町村、県外へ所有権は流出しているが、地上権の県内他町村への移動も多い。しかしまた、県外あるいは県内他町村へ所有権の移った林地の地上権を、県内他町村または村内居住者がえて、更に所有権まで取得する傾向も指摘され、所有権、地上権とも複雑な還流がおこなわれている。

下多古などでは、林地所有権が県外から県内他町村へ移動し、その林地に再び県外在住者が地上権を設定している。

2. 林地所有権、地上権の林業経営面積階層間の移動状況

以上、みてきたように、川上村における林地所有権、地上権の移動は、過去3ヶ年を通じ、全体としては、林地所有権の村内、県内他町村から県外への移動、地上権の県外から村内および県内他町村への移動傾向がみられた。しかし、このような全体傾向を更に立ち入って年次別、地区別にみると、その傾向は必ずしも一貫しておらず、更に所有権の移動と地上権の移動が互いに関連して、複雑な様相を示すものであった。

ここでは、このような移動傾向を更に経営面積階層間の移動状況からみてみよう。なお、この場合の経営面積とは、所有面積に地上権設定面積を加えたものから、地上権被設定面積を差し引いたものとした。

A. 所有権の移動 〔第15表〕

まず年次別にみると、昭和34年は県外から県内他町村への移動が14.5町でもっとも多く、ついで県内他町村から村内への移動4.2町、村内から県外への移動1.3町となっている。この場合、県外から他町村への移動では、経営面積10～20町階層から50町階層への移動がもっとも多い。また県内他町村から村内への移動では1～5町階層から、5～20町階層移動が中心である。村内から県外へ移動する場合は、売り手が1～3町であるが、買い手の階層は不明である。

昭和35年では、村内から県外への移動が73.1町でもっとも多く、ついで他町村から村内への移動

44.2町、県外から他町村への移動0.1町となっている。これを階層間移動としてみると、村内から県外の場合、20～50町層から10～20町層の移動がもっとも多く、他町村から村内への移動では、50町以上層相互の移動が中心である。また、県外から他町村移動では1町未満層相互の移動が中心である。

昭和36年では、村内から他町村への移動が8.4町でもっとも多く、ついで村内から県外への移動1.4町、県外から他町村への移動0.2町となっている。村内から他町村への移動では、1町未満層から1～3町層への移動が、村内から県外への移動では3町未満が売り手の中心であるが、買い手の階層は不明である。県外から他町村への移動では10～20町層から50町層への移動がもっとも多い。

このように年次別にみた場合、その移動方向、移動の中心階層はきわめてまちまちであるが、3ケ年を通じて要約すると、次のようにみることができよう。

まず、村内、他町村、県外間の移動は、すでに述べた通り村内から県外への移動が80.2町でもっとも多く、次いで他町村相互の移動74.5町、他町村から村内へ67.9町、となっている。経営階層間の移動としてみれば、村内の20～50町層および3町未満層から県外の10～20町層へ、また他町村の50町以上層相互間、および他町村の50町以上層と1～5町層から村内の50町以上層および20町未満層とくに1～5町層への移動をそれぞれ中心としている。

このことから、県外在住者の所有において、10～20町層、および県内他町村在住者所有における50町以上層では、林地の売買移動がとくに著しく、これらの階層の林野所有が浮動的であるか、あるいはこの階層に購入と売却層とが含まれていると考えられるであろう。村内所有の場合、20～50町層の林野所有は減少し、これに対して50町以上層と1～5町層を中心とする小規模階層で林野所有の拡大がみられるのである。

以上のような林地所有の経営面積階層間の移動がみられるのに対して、地上権の場合はどうか。同様に経営面積階層間の移動として次にみてみよう。

B. 地上権の移動〔第16表〕

昭和34年では、村内から他町村への移動が13.9町でもっとも多く、ついで他町村から県外へ6.6町、県外から村内へ3.2町の移動がみられる。これを階層間の移動としてみると、村内から他町村への移動は20町以上層および1～3町層から1町未満層への移動が中心であり、他町村から県外への移動は、50町以上層を売り手とするが、買い手の階層は不明である。また県外から村内への移動では、3～5町層から20～50町層への移動がもっとも多い。

昭和35年では、県外から村内へ57町の大面積移動がみられ、また村内から他町村へ4.9町の移動がある。県外から村内への移動では、10～20町層から50町以上層への移動がもっとも多く、村内から他町村への移動では、50町以上層から1～3町層への移動がもっとも多い。

昭和36年では、全体として移動は少ないが、他町村から村内へ、5～10町層から10～20町層への移動を中心とする0.4町の移動がみられ、また、他町村から県外へ0.1町、売り手の階層は明らかでないが、買い手は10～20町層を中心とする移動がおこなわれている。

年次別にみると、以上のように地上権は、村内から他町村、他町村から県外、県外から村内へと還流しているが、移動階層は一貫していない。いま3ケ年を通算した移動をみると、面積で見れば、村内相互間の移動が172.5町でもっとも多く、ついで県外から村内へ135.2町、村内から県外へ75.0町の移動がおこなわれている。これを階層間移動についてみると、村内1～3町層から村内3～5町層への移動、県外10～20町層から村内50町以上層への移動がもっとも多く、ついで村内20～50町層から県外10～20町層への移動が著しい。

なお、村内相互間での移動は昭和34年3.3町、昭和35年14.6町、昭和36年2.3町となっているが、これを階層別にみると、昭和34年では、10～20町層、1町未満層の増加、20町以上層の減少として示され、昭和35年では1～3町層の激減、3～5町層での急増、10～20町層および50町以上層での増加と

なり、昭和36年では、1町未満層の増加、1～3町層および10～20町の減少として示されている。

3年間を通算してみると、増加している階層は1町未満層、3～5町層、10～20町層でとくに3～5町層で著しい。これに対して減少しているのは、1～3町層と20町以上層でとくに1～3町層の減少が著しい。

3. 地上権所有面積階層間における地上権の移動状況〔第17表〕

前項では、地上権の移動を経営面積階層間における移動として、その傾向をみたが、ここでは、地上権の所有面積階層間においてみよう。

昭和34年、移動の中心である村内から他町村への移動では地上権無所有層から5～10町所有層への移動がもっとも多く、また県外から村内への移動では3～5町層から10～20町層への移動が中心となっている。

昭和35年の場合、移動のもっとも多い県外から村内への移動では5～10町層から無所有層への移動が中心であり、また村内から他町村への移動では1町未満層および無所有者相互間の移動がもっとも多い。

昭和36年では、他町村の1～3町所有層から村内1町未満層への移動が中心となっている。

3ケ年を通算してみると、この場合でも面積の上では村内相互の移動がもっとも多く、次いで県外から村内へ移動する場合となっているが、県外から村内へ移動する場合、県外の5～10町地上権所有層から、村内無所有層への移動が中心となり、また、村内の無所有層および1町未満層から他町村の1町未満層、無所有層への移動が著しい。このように県外者の地上権売却は一般に地上権を以前から可成り持つものが、その一部を売却する傾向がみられ、それを取得する購入層は村内の従来、地上権を所有しないものが多く、また地上権を村内者が、他町村に売却するものも、多くは地上権をその売却した地上権のみしかもっていなかったか、あるいは、自己の所有地に地上権を新に設定し売却する層であることを示している。

なお、村内相互間の地上権移動では、3町未満所有者層相互における移動が、一般である。

4. 地上権被設定面積階層間における地上権の移動状況〔第18表〕

前項では、他人の土地へ地上権を設定し所有する面積階層間で移動状況をみたが、ここでは、他人から自己の所有林地に地上権を設定されている面積階層間での移動状況についてみよう。

昭和34年の場合、移動の大部分は、地上権の設定をうけていない相互間での移動であるが、村内相互間の場合では1町未満の被設定者相互間の場合がもっとも多い。

昭和35年では、村内から他町村に移動する場合、村内の被設定地のない階層、50町以上の被設定面積をもつ階層から他町村の設定地をもたない階層および1町未満の階層への移動が中心であり、他町村から県外へ移動する場合には、被設定地のない階層から県外の被設定地不明の階層への移動が多い。県外から村内への移動では、被設定地をもたない階層から、10～20町の被設定面積階層への移動がもっとも多い。村内相互間の移動は、5～10町階層および無所有階層から1町未満階層への移動が中心である。

昭和36年の場合、他町村から村内への移動は1町被設定階層から5～10町被設定階層への移動が多く、他町村から県外へ移動する場合には、他町村の被設定面積階層は不明であるが、県外の1～3町被設定階層へもっとも多く移動している。村内相互間の移動は被設定地をもたない階層相互の移動が中心である。

3ケ年を通じてみると、村内の村外に対する地上権売却層は、被設定地を全くもたない階層が新に地上権を設定し売却する場合か、10～20町以上層の大面积に亘り地上権の被設定面積をもつ階層である。村内相互間の移動では、1町未満層、50町以上層、被設定地無所有階層が売却層であるが、一般

に1町前後の被設定地をもつものもっとも多い。村内の村外からの購入層は、無所有層10～20町層を中心とするが、その中心は被設定地無所有層である。村内相互間の場合の購入層は、売却層の場合と同様、1町未満の被設定地をもつものが一般である。

他町村の購入、売却層はともに1町未満ないし無所有階層が中心となっている。県外の場合もほぼ他町村の場合と同様である。

このように被設定面積階層でみる限り、村内の購入、売却層の一部を除いて、何れも無所有階層か1町前後の被設定地をもつものが一般であるといえるであろう。

5. 総 括

林地所有権および地上権の地盤所在地別、所有者居住地別移動状況と、所有権移動、地上権移動の相互関連については、既に小括をおこなったので、ここでは、経営面積階層間、地上権所有面積階層間、地上権被設定面積階層間の地上権移動状況の相互関連について総括をおこなう。以下、単に階層という場合には経営面積規模階層を示す。

イ. 所有権移動において増減の著しい県外10～20町階層は地上権移動においても、また増減が著しい。同様に所有権移動における増減の著しい他町村50町以上層は地上権移動においては、地上権減少階層である。所有権移動において増加階層であった村内50町以上層は地上権の場合、増減の著しい階層となっている。

ロ. 村内20～50町および3町未満階層から所有権をえた県外10～20町層は、同時にその地上権を村内50町以上階層へ売却する階層である。

また、その村内50町以上階層は、他町村1町未満階層に対し地上権を売却する階層でもある。

県外10～20町階層および1町未満階層から所有権を取得する他町村50町以上階層は、地上権を県外に売却する階層である。この場合、県外の地上権取得階層は明らかでない。

ハ. 村内50町以上階層に地上権を売却する県外10～20町階層は地上権を5～10町、あるいは3～5町規模をもち、地上権被設定地は全くもたないか、あるいは1町未満の階層である。

この場合、地上権を購入する村内50町以上階層は、既に地上権を10～20町規模もつか、あるいは、これまで地上権を全くもたない階層である。また、この階層は、地上権被設定地を全くもたないものと、5～10町規模もつものがある。

ニ. 他町村1町未満階層に地上権を売却する村内50町以上階層は、地上権をこれまで全く持たないか、あるいは、あっても1町未満程度であり、地上権被設定地も全くないか、あるいは50町以上の広汎な被設定地をもつものである。

この場合の地上権購入層である他町村1町未満階層は、既に地上権を5～10町程度もつものと、1町未満あるいは全くもたないものがある。地上権被設定地は全くないか、あっても1町未満のものが多い。

ホ. 村内相互間の地上権移動における購入売却層は、経営面積規模において、きわめてまちまちであるが、それらは、地上権被設定地を3町未満程度もち、また地上権被設定地をほとんど1町未満程度（一部に5～10町規模もつものがある）もつものである。

Résumé

One thesis has been presented by Kyōetsu Kasai as to the formation of forest-land ownership in Forestry Area Yoshino and the role of so-called 'silviculture by lease' in it. But, about this theme we think there are many problems to resolve through discovery and examination of facts.

In this study, as the first step of such attempts, we intend to research how the forest leases have been contracted, sold and bought since about 1800. The summary of each chapter is as follows;

(I) It has already been made clear by Dr. Kasai that the intrinsic nature of 'silviculture by lease' consists in sales of standing trees for the limited term of years ('RYUBOKU NENKI HANBAI'). And he declares that under the power of privileged great wholesale timber merchants in large cities, its course of development was fundamentally as follows; 'division of the communally owned forest-land to its member' → 'formation and collapse of peasant type arboriculture' → 'its outflow to absentee capitalists'. Is this thesis correct? At the end of Tokugawa period, the peasants in Yoshino had not yet experienced the class differentiation, so that we can rarely find the arboriculture by the small independent producers. And according to the deeds of the sales in those days, we often find the case that community sold their lands directly to the absentee capitalists. On that occasion the purchasers were the absentees, but they were mainly middle-class timber merchants who live in near the village, and the privileged wholesale timber merchants had not direct interposition.

(II) By tracing the trend in 'silviculture by lease' since Meiji era ('surface rights' as legal term), the popular view cannot be accepted that this system has played a role to introduce the outside capital for afforestation. Establishment and trade of surface rights of land shows the same tendency as that of land properties. It seems that both of them are for the building of assets, not the forest management. Large forest owners rather endeavor to get the forest-land in their possession, in order to establish the organization of management.

第1表 川上・旧小川・旧四郷3カ村における地上権設定面積

(町)	地籍内 山林総面積(A)	うち地上権 設定面積(B)	所有権村内		所有権村外		(B) / (A)
			地上権村内	地上権村外	地上権村内	地上権村外	
川上村総数	13172	1760.0 (463.8)	192.2	890.8	90.4	586.7	13.4%
東川	474	125.7	21.1	76.3	0.4	27.8	26.5
西河	277	150.1 (94.4)	39.8	101.5	1.9	6.9	54.0
大滝	690	273.6 (251.3)	51.3	203.5	3.0	15.7	39.5
寺尾	174	60.4 (0.2)	2.8	26.4	11.6	19.6	34.6
北塩谷	69	13.3	3.3	4.3	0.5	5.2	19.3
迫	65	11.4	0.7	4.4	0.3	5.9	17.6
高原	988	28.4	0.0	8.3	4.4	15.6	2.9
人知	99	9.5	0.0	5.7	0.5	3.3	9.6
白屋	153	29.4	0.7	10.5	3.1	15.1	19.2
井戸	114	11.5	0.1	8.5	0.3	2.5	10.1
武木	857	27.0	0.4	4.2	1.4	21.0	3.2
井光	750	451.5 (84.8)	25.2	302.7	7.3	116.3	60.2
下多古	540	54.7	1.1	10.9	0.9	41.8	10.1
白川渡	67	14.1	0.1	3.1	1.2	9.7	21.0
中奥	1125	255.2 (32.8)	31.6	85.3	3.7	134.6	22.7
北和田	391	34.2 (0.2)	0.4	1.3	2.0	30.4	8.8
神之谷	1295	9.4	0.2	1.2	7.1	1.0	0.7
上多古	556	18.8	0.1	3.6	2.4	12.7	5.3
柏木	63	9.6	1.9	0.1	6.2	1.3	15.2
上谷	414	24.5	1.6	12.8	0.6	9.5	5.9
大迫	113	3.0	0.4	0.8	0.6	1.2	2.7
伯母谷	1135	56.9	9.1	13.3	30.7	3.8	5.0
入之波	2535	88.0	0.1	2.1	0.3	85.5	3.5
旧小川村総数	1871	386.9 (277.7)	131.9 (101.4)	229.6 (176.2)	7.5	17.9	20.7
中黒	263	187.3 (184.7)	45.3 (44.6)	140.8 (140.1)	0.8	0.4	71.2
小栗栖	129	29.9 (20.9)	22.0 (20.4)	6.7 (0.5)	0.8	0.5	23.2
鷲家口	345	7.6	2.9	1.7	0.5	2.5	2.2
小	352	53.6 (30.7)	16.8 (14.9)	30.1 (15.9)	1.6	5.2	15.2
木津川	249	48.6 (13.5)	27.0 (13.5)	17.0	2.9	1.8	19.5
鷲家	502	59.9 (27.8)	18.0 (8.1)	33.3 (19.8)	1.0	7.6	11.9
旧四郷村総数	1942	737.7 (441.0)	188.3 (157.4)	493.3 (283.6)	19.1	37.0	38.0
三尾	322	250.8 (250.8)	73.4 (73.4)	177.5 (177.5)	—	—	77.7
狭戸	221	60.3	15.3 (0.8)	23.8 (0.0)	15.2	6.0	27.3
大豆生	201	181.1 (176.7)	81.7 (81.6)	97.0 (95.1)	0.0	2.4	90.2
麦谷	1015	41.3 (12.7)	5.8 (1.7)	20.0 (11.0)	1.0	14.5	—
大又		204.3	12.3 (0.0)	175.0	2.8	14.2	23.8

(注) 面積は公簿面積による 括弧内は部落有地に対する地上権設定面積

第4表 大滝地区山林における地上権の移動状況

(単位町)

地上権移動のあった年次	地上権の設定			地上権の移転						地上権の抹消								
	部落内	村内	村外	部落内相互	部落内→村内	部落内→村外	村外相互	村外→部落内	村外→村内	権利混同による			皆伐による			契約による		
										部落内	村内	村外	部落内	村内	村外	部落内	村外	
明治35			(1) 1.23															
36	(2) 7.95		(1) 1.12									(1) 0.20						
37	(1) 0.09																	
38	(1) 0.06		(2) 0.56					(1) 0.02										(1) 0.06
39			(2) 2.15			(2) 3.80												
40			(2)35.43			(1) 0.20	(1) 0.02					(1) 0.94						
41										(1) 0.08	(1) 0.02				(1) 0.04	(2) 2.45		
42			(1) 0.57								(1) 0.20				(1) 0.40	(1) 0.20		
43			(1) 0.47	(1) 0.12		(1) 0.15		(1)35.40					(3) 7.45					
大正 1			(4) 5.41			(1) 0.23	(4) 1.67					(2) 2.48			(1) 0.14	(2) 1.58		
2			(1) 0.02			(2) 9.19						(1)16.37	(1) 0.13		(3) 0.87	(2) 0.45		
3						(1) 0.24	(1) 0.09		(1) 0.12		(1) 0.12	(1) 2.70					(1) 1.05	
4			(1) 9.20			(2) 1.18	(1) 0.57											
5						(1) 0.60						(2)12.87			(1) 2.59			
6													(1) 0.01				(1) 0.53	
7						(3)13.55	(1) 0.51					(2)13.15	(1) 0.00		(1) 0.29			
8	(3) 0.76					(2)12.62						(3)14.28						
9						(2) 4.20							(1) 4.33					
10			(1) 0.40							(1) 0.15			(1) 0.11		(1) 0.29			
12												(2) 2.40	(1) 0.07					
14			(1) 0.07									(1) 0.51					(2) 0.12	

昭和 1	(1) 8.92	(1) 4.04	(2) 3.19				(1) 0.65		
2	(1) 0.02						(1)11.75		
3			(1)10.45				(1) 0.01		
4	(1) 0.02		(1) 0.70	(1) 0.02		(1) 0.12	(2) 0.55		(1) 0.13
5			(1) 0.06				(1) 0.02		
6								(1) 0.11	
7			(1) 0.04				(1) 3.88	(1) 2.00	(1) 0.70
8		(1) 0.07	(1) 2.73			(1) 6.95	(2) 2.81		
9			(1) 0.15				(1) 0.04	(2) 0.10	(1) 0.01
10							(1) 0.10		(3) 1.53
11							(1) 0.10		(1) 0.06
12								(1) 0.02	
13			(2) 1.89						(1) 0.07
15									(1) 0.49
16									(1) 0.27
17			(1) 0.08						(1) 0.27
18	(1) 0.06						(2) 0.11		(2) 0.73
19									(2) 0.63
20							(1) 0.05		(3) 3.70
21							(1) 0.88		(1) 0.08
22					(1) 0.15				(1) 0.04
23							(1) 0.40		
24	(2) 3.94		(1) 2.01						
25						(1) 0.15			
30			(1) 3.17						
33			(1) 0.06						

(注) 括弧内は件数。明治35年から昭和35年までの実績を示す。「部落内」は大滝在住者、「村内」は大滝を除く川上村内在住者、「村外」は川上村外在住者である。
 なお全期間を通じて「村内」相互、「村内」→「部落内」、「村内」→「村外」の地上権移転、および契約による地上権抹消の「村内」のケースはなかった。

第5表 高原地区山林における地上権の移動状況

(単位町)

210

地上権移動のあった年次	地上権の設定			地上権の移転						地上権の抹消										
	部落内	村内	村外	部落内相互	部落内→村内	部落内→村外	村内→村外	村外相互	村外→部落内	権利混同による			皆伐による			契約による				
										部落内	村内	村外	部落内	村内	村外	部落内	村内	村外		
明治35			(1) 0.14	(1) 0.01		(1) 0.06							(4) 2.92							
36	(1) 30.04		(3) 0.08				(1) 0.02	(2) 21.00				(1) 0.93	(1) 1.41							
37	(2) 0.06	(1) 0.17	(1) 0.05			(3) 0.13							(1) 0.18							
38			(2) 10.78			(1) 0.07		(2) 0.20					(4) 1.35		(1) 0.06					
39		(1) 0.32		(1) 0.01			(1) 0.17	(1) 0.12					(3) 0.14				(1) 0.00	(2) 0.37		
40		(1) 0.03	(2) 2.93				(2) 1.02		(1) 0.07				(5) 64.03		(1) 2.80	(1) 0.06		(1) 0.07		
41		(1) 0.58			(1) 0.03			(1) 0.64					(4) 0.17					(2) 2.32		
42							(1) 0.01	(2) 0.96										(3) 9.88		
43			(1) 1.25			(2) 30.02	(1) 0.00	(1) 0.07					(4) 2.85		(3) 0.64			(1) 0.14		
44	(1) 0.05		(1) 0.32		(1) 0.01		(1) 0.32						(2) 30.32					(2) 0.12		
大正1						(1) 0.01		(3) 2.28									(1) 0.10	(3) 0.12		
2													(2) 0.75							
3						(1) 0.02												(1) 0.08		
4													(1) 0.01		(2) 0.24			(1) 1.27		
5			(2) 0.22														(1) 0.58	(2) 0.58		
6	(1) 0.29												(1) 0.12		(1) 0.07			(3) 1.63		
7			(1) 0.15							(1) 0.29			(1) 0.05		(4) 0.22			(1) 0.15		
8													(1) 0.14		(2) 0.25					
9															(2) 0.11					
10	(1) 2.06														(2) 0.12					
11	(1) 0.07		(2) 1.39										(1) 0.00							
12										(1) 0.60	(1) 58.00									
13	(1) 0.01			(1) 0.01				(1) 0.10		(1) 0.55			(2) 0.29							
14			(1) 0.04										(1) 0.99		(3) 0.88					
昭和1															(2) 0.36			(1) 0.32		

昭和 3		(1)22.61			(1) 2.55				(1)0.19	(1)0.51
5									(5)6.22	
6				(1) 0.01					(5)4.43	
7		(2) 0.47						(1) 0.01	(3)7.88	
8					(1)22.61			(1)22.80	(3)2.44	
9						(1) 0.01		(1) 0.04	(1)2.80	
10									(5)0.93	
12					(1) 1.00				(3)0.33	
13									(2)1.05	
14		(1) 0.15							(1)0.50	
16						(1) 0.02		(1)0.00	(2)1.04	
17									(4)1.07	(1)0.10
18									(2)3.48	
20							(1)40.17		(1)0.01	
22			(1) 2.43							
23									(1)0.01	
24	(2) 1.54	(1) 2.80								
25		(1) 2.46								
26								(1)0.02	(1)0.08	
27									(1)0.27	
28									(1)0.02	
29									(1)0.02	
30									(1)0.14	
31									(1)1.14	
32							(2) 0.06		(1)0.13	
33						(1) 0.01				
34	(1) 0.01	(1) 0.90								

(注) 括弧内は件数。明治35年から昭和35年までの実績を示す。「部落内」は高原在住者、「村内」は高原以外の川上村内在住者、「村外」は川上村外在住者である。
 なお全期間を通じて「村内」相互、「村内」→「部落内」、「村外」→「村内」の地上権移転のケースはなかった。

第6表 大滝区内山林(除区有地)の所有および借地関係移動状況

(町)	明治 2 3		明治 2 8		明治 3 3		明治 3 8		明治 4 3		大正 4		大正 9	
	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地	自営地	借入地 付地
大 滝	(30)199.03	(6) 23.82 (16)66.05	(29)199.52	(6) 23.82 (17) 66.05	(26)198.74	(6) 23.82 (17) 65.98	(24)190.06	(6) 31.03 (15)73.08	(23)173.66	(6) 19.36 (14)64.50	(22)115.73	(5) 16.11 (12) 61.01	(24) 62.69	(6) 7.51 (12)40.37
大 区 有 地	(1) 39.50	(1) 2.51	(1) 39.50	(1) 2.51	(1) 39.50	(1) 2.51	(1) 40.33	(1) 2.51	(1) 40.33	(1) 2.51	(1) 40.43	(1) 2.51	(1) 40.47	(1) 2.50
小 計	(31)238.53	(6) 23.82 (17)68.56	(30)239.02	(6) 23.82 (18) 68.56	(27)239.24	(6) 23.82 (18) 68.49	(25)230.39	(6) 31.03 (16)75.59	(24)213.99	(6) 19.36 (15)67.01	(23)156.16	(5) 16.11 (13) 63.52	(25)103.16	(6) 7.51 (13)42.87
同百分率	95.8	34.5 99.3	96.0	34.5 99.3	95.6	34.5 99.2	95.1	40.8 99.3	85.4	28.7 99.3	61.6	25.1 99.0	37.7	17.0 96.8
利 権	(4) 0.28	(2) 0.23	(4) 0.28	(2) 0.23	(4) 0.28	(2) 0.23	(3) 0.17	(1) 0.02 (2) 0.27	(2) 0.14	(1) 0.02 (3) 0.28	(1) 0.01	(1) 0.16 (2) 0.16	(1)0.01	(1) 0.01
そ の 他 村 内	(1) 1.53	(1) 0.20	—	(1) 0.20	—	(1) 0.20	—	—	(1) 2.70	—	(1) 0.03	—	(1)3.15	—
小 計	(5) 1.81	(3) 0.43	(4) 0.28	(3) 0.43	(4) 0.28	(3) 0.43	(3) 0.17	(1) 0.02 (2) 0.27	(3) 2.84	(1) 0.02 (3) 0.28	(2) 0.04	(1) 0.16 (2) 0.16	(2) 3.16	(1) 0.01
同百分率	0.7	0.6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1	0.0 0.4	1.1	0.0 0.4	0.0	0.0 0.3	1.2	0.0
有 者	—	(1) 0.22	—	(1) 0.22	—	(1) 0.22	—	(1) 0.20	—	(1) 0.20	—	—	(1) 0.03	(1) 4.20
上 市	—	(2) 0.90 (1) 0.07	(1) 0.02	(2) 0.90 (1) 0.07	(1) 0.20	(2) 0.90 (1) 0.14	(1) 0.20	(2) 0.90 (1) 0.15	(3) 11.03	(4) 1.18 (1) 0.17	(3) 11.03	(2) 0.77 (1) 0.17	(2) 7.88	(2) 0.77 (2) 0.32
そ の 他 吉 野 郡	—	(3) 1.12 (1) 0.07	(1) 0.02	(3) 1.12 (1) 0.07	(1) 0.20	(3) 1.12 (1) 0.14	(1) 0.20	(3) 1.10 (1) 0.15	(3) 11.03	(5) 1.38 (1) 0.17	(3) 11.03	(2) 0.77 (1) 0.17	(3) 7.91	(3) 4.97 (2) 0.32
小 計	—	1.6 0.1	0.0	1.6 0.1	0.1	1.6 0.2	0.1	1.4 0.2	4.4	2.0 0.3	4.3	1.2 0.3	2.9	11.2 0.7
同百分率	—	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	4.4	0.3	4.3	0.3	2.9	11.2 0.7
居 住	—	(2) 11.08	—	(2) 11.08	—	(2) 11.08	—	(2) 11.08	—	(2) 11.08	—	(2) 11.08	—	(2) 10.54
字 智 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南 葛 城 郡	—	—	—	—	—	—	—	(1) 0.04	—	(1) 0.04	(1) 14.97	(4) 1.17	(1) 14.97	(3) 0.66
高 市 郡	(1) 3.86	(7) 27.12	(1) 4.90	(7) 27.12	(2) 8.85	(7) 27.12	(2) 9.05	(7) 27.03	(2) 20.45	(9) 29.85	(5) 65.55	(9) 21.95 (2) 0.28	(8) 74.40	(9) 18.50 (2) 0.26
磯 城 郡	—	—	—	—	—	—	—	(1) 0.62	—	(1) 0.62	—	(1) 0.52	—	(1) 0.52
北 葛 城 郡	(1) 1.34	(2) 1.77	(1) 1.34	(2) 1.77	(2) 1.56	(2) 1.77	(3) 2.34	(1) 1.09 (1) 0.08	(4) 2.44	(2) 1.05	(4) 5.48	(1) 1.01	(6) 26.12	(3) 1.59
そ の 他 奈 良 県	—	(1) 0.06	—	(1) 0.06	—	(1) 0.06	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	(2) 5.20	(12)40.03	(2) 6.24	(12) 40.03	(4) 10.41	(12) 40.03	(5) 11.39	(12)39.86 (1) 0.08	(6) 22.89	(15)42.64	(10) 86.00	(17) 35.74 (2) 0.28	(15)115.49	(18)31.81 (2) 0.26
同百分率	2.1	58.0	2.5	58.0	4.2	58.0	4.7	52.4 0.1	9.1	63.2	33.9	55.7 0.4	42.1	71.8 0.6

地 別	和歌山県	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(1) 1.67	(1) 1.67	—
	大阪府	(1) 3.50	—	(1) 3.50	—	—	—	—	—	—	—	(1) 0.48	(1) 9.87	(2) 20.61	(1) 0.18
	兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 0.04	—
	愛知県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 21.89	(1) 0.65
	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	(1) 3.50	(2) 4.09	(1) 3.50	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	—	(2) 4.09	(1) 0.48	(2) 11.54	(5) 44.21	(2) 0.83
	同百分率	1.4	5.9	1.4	5.9	—	5.9	—	5.4	—	6.1	0.2	18.0	16.1	1.9
総面積	(39)249.04	(23)69.06 (21)	(38)249.06	(23)69.06 (22)	(36)249.13	(23)69.06 (22)	(34)242.15	(24)76.09 (20)	(36)250.75	(29)67.47 (19)	(39)253.71	(27)64.15 (18)	(50)273.93	(27)44.29 (20)	
全面積に対する 借入地(＝ 貸付地)の百 分率	21.8%		21.8%		21.8%		23.9%		21.2%		20.2%		13.9%		

(注) 大滝地籍山林のうち第7表に掲げた大滝区有地および大滝区・西河区共有地を除いた面積は318.24町である(なお本表の「大滝区有地」は、明治23～昭和35年の間のいずれかの時期に私有地になったことのある土地を意味し、第7表の数字と重複することはない)。

自営地・借入地・貸付地それぞれに、括弧内に権利を保有する者の戸数を示した。

第6表つづき

(町)	大正 1 4		昭 和 5		昭 和 1 0		昭 和 1 5		昭 和 2 0		昭 和 2 5		昭 和 3 0		昭 和 3 5	
	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地	自営地	借入地 貸付地
大 滝	(25) 56.91	(6) 7.19 (15) 39.94	(24) 28.91	(5) 10.66 (13) 35.64	(27) 41.10	(4) 1.62 (11) 20.74	(27) 37.85	(4) 1.52 (11) 10.27	(27) 52.98	(4) 1.41 (7) 4.39	(28) 51.33	(4) 4.48 (5) 3.47	(28) 54.38	(4) 1.31 (5) 3.47	(29) 56.39	(3) 1.25 (5) 3.47
大 有	(1) 32.87	—	(1) 9.76	—	(1) 9.76	—	(1) 2.59	—	(1) 2.59	—	(1) 1.82	(1) 0.78	(1) 1.82	(1) 0.78	(1) 1.81	(1) 0.78
小 計	(26) 89.78	(6) 7.19 (15) 39.94	(25) 38.67	(5) 10.66 (13) 35.64	(28) 50.86	(4) 1.62 (11) 20.74	(28) 40.44	(4) 1.52 (11) 10.27	(28) 55.57	(4) 1.41 (7) 4.39	(29) 53.15	(4) 4.48 (6) 4.25	(29) 56.20	(4) 1.31 (6) 4.25	(30) 58.20	(3) 1.25 (6) 4.25
同百分率	32.4	17.4 96.8	13.9	26.0 87.0	17.2	7.1 91.2	13.7	6.9 46.7	18.4	8.6 26.9	17.8	23.9 22.7	18.8	7.0 22.7	19.5	6.7 22.7
西 河	—	(1) 0.01	—	(1) 0.01	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(2) 0.61	(2) 0.55	(2) 0.61	—	(1) 0.01	—	(1) 0.01	—
そ の 他 村 内	(1) 3.15	—	(1) 8.13	(2) 0.72 (2) 0.55	—	(1) 0.02 (3) 0.06	—	(2) 0.04	(1) 2.33	(1) 0.01	(2) 12.34	(1) 0.01	(2) 13.21	(1) 3.17 (1) 0.01	(2) 15.31	(1) 3.17 (1) 0.01
小 計	(1) 3.15	(1) 0.01	(1) 8.13	(2) 0.72 (3) 0.56	(1) 0.03	(1) 0.02 (3) 0.06	(1) 0.03	(2) 0.04	(3) 2.94	(3) 0.56	(4) 12.95	(1) 0.01	(3) 13.22	(1) 3.17 (1) 0.01	(3) 15.32	(1) 3.17 (1) 0.01
同百分率	1.4	0.0	3.0	1.8 1.4	0.0	0.1 0.3	0.0	0.2	1.0	3.4	4.3	0.1	4.4	16.9 0.1	5.1	16.9 0.1
上 市	(1) 0.03	(1) 4.20	(1) 0.03	(1) 4.20	(2) 0.29	(1) 4.20	(2) 0.29	(1) 4.20	(2) 0.29	(1) 0.10	(3) 0.69	(1) 0.10	(1) 39.00	(1) 0.10	(1) 39.00	(1) 0.10
そ の 他 吉 野 郡	(4) 8.21	(2) 0.77 (2) 0.26	(4) 8.21	(1) 0.64 (2) 0.26	(3) 7.97	(2) 0.71 (1) 0.15	(4) 11.79	(2) 0.71 (1) 0.15	(3) 11.78	(2) 0.15	(3) 11.78	—	(2) 4.08	—	(2) 4.08	—
小 計	(5) 8.24	(3) 4.97 (2) 0.26	(5) 8.24	(2) 4.84 (2) 0.26	(5) 8.26	(3) 4.91 (1) 0.15	(6) 12.08	(3) 4.91 (1) 0.15	(5) 12.07	(3) 0.25	(6) 12.47	(1) 0.10	(3) 43.08	(1) 0.10	(3) 43.08	(1) 0.10
同百分率	3.0	12.0 0.6	3.0	11.8 0.6	2.8	21.6 0.7	4.1	22.3 0.7	4.0	1.5	4.2	0.5	14.4	0.5	14.4	0.5
宇 智 郡	—	(2) 10.54	—	(2) 10.54	—	(2) 10.53	—	(2) 10.53	—	(1) 10.45	—	(1) 10.45	(1) 14.23	(1) 10.45	(1) 8.47	(1) 10.45
南 葛 城 郡	(1) 14.96	(3) 0.66	(2) 38.44	(3) 0.50	(1) 15.20	(1) 0.17	(2) 27.12	(2) 0.05 (1) 1.32	(2) 24.78	(2) 0.05 (1) 1.32	(2) 19.19	(2) 2.02 (2) 4.49	(2) 14.71	(2) 2.02 (2) 4.49	(2) 14.72	(2) 2.02 (2) 4.49
高 市 郡	(8) 77.09	(10) 16.27 (2) 0.26	(9) 98.08	(8) 4.12 (3) 0.28	(8) 101.22	(6) 3.97 (3) 0.28	(8) 101.60	(5) 2.90 (3) 10.04	(8) 101.86	(4) 2.28 (1) 9.78	(7) 100.77	(3) 0.27 (1) 9.78	(7) 100.79	(3) 0.27 (1) 9.78	(7) 99.35	(5) 0.33 (1) 9.78
磯 城 郡	(1) 5.30	(2) 0.59	(2) 5.40	(2) 0.59	(1) 5.30	(1) 0.07	(1) 5.30	(1) 0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
北 葛 城 郡	(6) 30.22	(2) 1.08	(6) 33.94	(2) 1.08	(7) 39.54	(1) 0.07	(6) 36.30	(1) 0.07	(5) 31.90	(1) 0.07	(5) 54.29	(1) 0.07	(4) 30.02	(1) 0.07	(4) 31.67	(1) 0.07
そ の 他 奈 良 県	—	—	—	—	—	—	(2) 10.21	—	(2) 10.21	—	(2) 10.21	—	(1) 2.71	—	(1) 2.71	—
小 計	(16) 127.57	(19) 29.14 (2) 0.26	(19) 175.86	(17) 16.83 (3) 0.28	(17) 161.26	(11) 14.81 (3) 0.28	(19) 180.53	(11) 13.62 (4) 11.36	(17) 168.75	(8) 12.85 (2) 11.10	(16) 184.46	(7) 12.81 (3) 14.27	(15) 162.46	(7) 12.81 (3) 14.27	(15) 156.92	(9) 12.87 (3) 14.27
同百分率	46.1	70.6 0.6	63.4	41.1 0.7	54.6	65.1 1.2	60.9	61.9 51.6	55.9	78.8 68.1	61.6	68.5 76.3	54.3	68.5 76.3	52.4	68.8 76.3

地 別	和歌山県	(2)	3.42	—	(2)	3.42	—	(2)	3.42	—	(2)	3.42	—	(1)	1.67	—	(1)	1.67	—	(1)	1.67	—						
	大阪府	(3)	20.63	(1) 0.18	(3)	21.98	(1) 7.93 (2) 4.24	(6)	27.41	(1) 1.32 (2) 1.50	(3)	22.26	(1) 0.57 (1) 0.18	(3)	22.26	(1) 0.40 (1) 0.18	(2)	2.02	—	(2)	2.02	—	(1)	0.02	—			
	兵庫県	—	—	—	—	—	—	(1)	23.32	(1) 0.07	(1)	23.32	(2) 1.39	(1)	23.32	(1) 1.39 (1) 0.08	—	(1)	1.32	—	(1)	1.32	—	(1)	1.32	—		
	三重県	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—	(1)	0.04	—
	愛知県	(1)	22.40	(1) 0.65	(1)	19.22	—	(1)	19.22	—	(1)	12.42	—	(1)	11.82	—	(1)	11.82	—	(1)	0.94	—	(1)	0.94	—	(1)	0.94	—
	東京都	(1)	1.70	—	(1)	1.70	—	(1)	1.70	—	(1)	1.70	—	(1)	1.70	—	(1)	20.75	(1) 0.18	(1)	19.70	(1) 0.18	(1)	23.15	(1) 0.18	(1)	23.15	(1) 0.18
	小計	(8)	48.19	(2) 0.83	(8)	46.36	(1) 7.93 (2) 4.24	(12)	75.11	(2) 1.39 (2) 1.50	(9)	63.16	(3) 1.96 (1) 0.18	(9)	62.56	(2) 1.79 (2) 0.26	(6)	36.30	(1) 1.32 (1) 0.18	(6)	24.37	(1) 1.32 (1) 0.18	(5)	25.82	(1) 1.32 (1) 0.18	(5)	25.82	(1) 1.32 (1) 0.18
	同百分率	—	17.4	— 2.0	—	16.7	19.3 10.3	—	25.4	6.1 6.6	—	21.3	8.9 0.8	—	20.7	11.1 1.6	—	12.1	7.1 0.9	—	8.1	7.1 0.9	—	8.6	7.1 0.9	—	7.1 0.9	
	総面積	(56)	276.93	(28) (22) 41.30	(58)	277.26	(27) (23) 40.98	(63)	295.52	(21) (20) 22.75	(63)	296.24	(21) (19) 22.01	(62)	301.89	(17) (14) 16.31	(62)	299.33	(13) (11) 18.71	(56)	299.33	(14) (11) 18.71	(56)	299.34	(15) (11) 18.71	(56)	299.34	(15) (11) 18.71
	全面積に対する借入地(=貸付地)の百分率	—	13.0%	—	—	12.9%	—	—	7.2%	—	—	7.0%	—	—	5.1%	—	—	5.9%	—	—	5.9%	—	—	5.9%	—	—	5.9%	—

第7表 大滝区有地および大滝区・西河区共有地に対する借地関係の移動状況

(町)	明治23	明治28	明治33	明治38	明治43	大正4	大正9	大正14	昭和5	昭和10	昭和15	昭和20	昭和25	昭和30	昭和35
大滝	(11)228.46	(11)228.46	(11)228.46	(12)236.88	(12)98.43	(11)132.89	(10)68.82	(12)51.02	(9)38.86	(8)38.46	(9)39.49	(10)39.88	(11)40.15	(12)43.71	(9)35.92
西河	—	—	—	—	(1)4.37	(2)4.53	(2)4.53	(2)4.53	(2)4.53	(2)4.53	(2)4.53	(3)4.59	(2)4.53	(3)4.56	(2)6.63
その他 村内	—	—	—	—	—	—	—	(3)40.36	(1)38.13	(2)6.53	—	—	—	(1)0.32	(6)28.01
小計	(11)228.46	(11)228.46	(11)228.46	(12)227.78	(13)102.80	(3)137.42	(12)73.35	(17)95.91	(12)81.52	(12)49.52	(11)44.02	(13)44.47	(13)44.68	(16)48.59	(17)70.56
同百分率	85.8	85.8	85.8	87.3	37.8	44.7	24.8	29.5	25.2	15.3	13.8	15.4	15.6	17.5	23.0
国	—	—	—	—	(1)0.40	(1)0.36	(1)0.36	(1)0.36	(1)0.36	(1)0.36	—	(1)1.30	—	—	(1)3.00
上	—	—	—	—	—	(1)0.40	(1)0.07	—	—	—	—	(1)0.27	(1)32.27	(1)34.24	(1)34.34
権	(2)6.00	(2)6.00	(2)6.00	(2)1.00	—	(1)0.40	(1)0.07	—	—	—	—	(1)0.27	(1)32.27	(1)34.24	(1)34.34
者	—	—	—	—	(2)19.40	(3)19.66	(2)19.40	(5)76.13	(5)68.05	(5)67.57	(4)63.01	(5)59.25	(6)71.45	(7)72.85	(5)72.91
の	—	—	—	—	(2)19.40	(3)19.66	(2)19.40	(5)76.13	(5)68.05	(5)67.57	(4)63.01	(5)59.25	(6)71.45	(7)72.85	(5)72.91
居	(2)6.00	(2)6.00	(2)6.00	(2)1.00	(3)19.80	(5)20.42	(4)19.83	(6)76.49	(6)68.41	(6)67.93	(4)63.01	(7)60.82	(7)103.72	(8)107.09	(7)110.25
住	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)0.06	(1)0.06	(1)0.06	—	—	—	—
地	—	—	—	—	—	(1)0.13	(1)0.13	(1)0.13	(2)1.53	(2)1.53	(3)7.60	(3)7.60	(4)12.60	(2)5.07	(2)5.07
別	(3)18.99	(3)18.99	(3)18.99	(4)19.31	(5)20.61	(5)20.61	(10)44.11	(10)44.41	(12)49.36	(12)49.36	(12)49.62	(11)50.12	(13)53.71	(8)48.76	(8)45.66
	—	—	—	—	(2)0.27	(2)0.27	(2)0.27	(2)0.27	(2)0.27	(2)0.27	(2)0.27	—	—	—	(1)3.10
	(2)3.75	(2)3.75	(2)3.75	(2)3.75	(3)4.55	(3)4.55	(5)16.01	(3)21.15	(4)30.95	(4)30.95	(3)30.20	(3)30.20	(3)32.12	(2)20.83	(2)24.93
	—	—	—	—	(1)0.10	(2)0.32	(1)0.22	(1)0.22	(2)14.34	(2)14.34	(2)14.74	(2)2.36	(3)2.68	(2)2.36	(2)2.36
小計	(5)22.74	(5)22.74	(5)22.74	(6)23.06	(11)25.53	(13)25.88	(19)60.74	(17)66.18	(23)96.51	(23)96.51	(23)102.49	(19)90.28	(23)101.11	(14)77.12	(15)81.12
同百分率	8.5	8.5	8.5	8.8	9.4	8.4	20.5	20.4	29.8	29.9	32.2	31.3	35.3	27.8	26.4

和歌山県	(1) 9.00	(1) 9.00	(1) 9.00	(1) 9.00	(1) 13.27	(1) 13.27	(1) 4.27	(1) 4.67	(1) 4.67	(1) 4.67	(1) 4.67	(1) 4.67	(2) 21.17	(2) 21.17	(2) 21.17
大阪府	—	—	—	—	(1) 110.37	(1) 110.37	(2) 137.92	(3) 81.91	(3) 72.35	(3) 72.35	(4) 104.35	(4) 88.21	(2) 15.49	(2) 23.79	(2) 23.79
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 32.00	—	—	—	—	—
滋賀県	(1) 0.10	(1) 0.10	(1) 0.10	(1) 0.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	(2) 9.10	(2) 9.10	(2) 9.10	(2) 9.10	(2) 123.64	(2) 123.64	(3) 142.19	(4) 86.58	(4) 77.02	(5) 109.02	(5) 109.02	(5) 92.88	(4) 36.66	(4) 44.96	(4) 44.96
同百分率	3.4	3.4	3.4	3.5	45.5	40.2	48.0	26.6	23.8	33.8	34.2	32.2	12.8	16.2	14.7
地上権設定地計	(20)266.30	(20)266.30	(20)266.30	(22)260.94	(29)271.77	(33)307.36	(38)296.11	(44)325.16	(45)323.46	(46)322.98	(43)318.54	(44)288.45	(47)286.17	(42)277.66	(43)306.89
地上権設定面積/区有地総面積	74.0%	74.0%	74.0%	72.5%	75.5%	85.4%	82.2%	90.3%	89.8%	89.7%	88.5%	80.1%	79.5%	77.1%	85.2%

(注) 括弧内は設定戸数

本表に掲げた区有地総面積計360.03町のうち、大滝区有地は75.92町、大滝区・西河区共有地は284.1町である。

第 8 表 高原区内山林の所有および借地関係移動状況

権利保有者の居住別	(町)	明治 2 3		明治 2 8		明治 3 3		明治 3 8		明治 4 3		大 正 4		大 正 9	
		自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地
権利保有者の居住別	高 原	(70) 120.61	(9) 30.30 (22) 26.36	(52) 55.80	(9) 30.30 (20) 11.81	(49) 29.23	(9) 30.30 (17) 9.88	(46) 8.43	(5) 30.39 (10) 1.10	(41) 6.81	(5) 0.32 (6) 0.91	(43) 5.12	(4) 0.33 (7) 0.90	(43) 6.77	(4) 0.33 (6) 0.76
	高原共有地	(1) 427.67	(1) 193.87	(1) 16.16	(1) 193.87	(1) 16.16	(1) 193.87	(1) 15.83	(1) 194.21	(1) 15.83	(1) 100.18	(1) 15.78	(1) 100.22	(1) 15.78	(1) 100.22
	川上森組(高原土工森組)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 0.13	—
	村 有 林	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17
	小 計	(71) 548.28	(10) 128.47 (23) 220.23	(53) 71.96	(9) 128.47 (21) 205.68	(50) 45.39	(9) 128.47 (18) 203.75	(47) 24.26	(6) 128.56 (11) 195.31	(42) 22.64	(6) 98.49 (7) 101.09	(44) 20.90	(5) 98.50 (8) 101.12	(45) 22.68	(5) 98.50 (7) 100.98
	同百分率	75.9	45.7 78.4	10.0	45.7 73.2	6.3	45.7 72.5	3.3	46.7 70.9	2.7	59.0 60.6	2.5	60.5 62.1	2.7	61.9 63.4
	追 迫	(7) 11.10	(2) 0.09 (1) 0.52	(9) 5.31	(2) 0.09 (1) 0.98	(8) 5.51	(2) 0.09 (2) 1.03	(7) 4.15	(2) 0.09 (3) 1.05	(7) 3.63	(3) 0.12 (4) 1.96	(6) 3.59	(4) 0.13 (2) 1.21	(6) 3.59	(4) 0.13 (2) 1.21
	白 屋	(5) 10.43	(1) 0.10	(3) 3.54	(2) 0.75	(6) 3.93	(4) 0.90	(6) 5.15	(4) 2.44	(7) 4.22	(5) 3.57	(9) 4.29	(6) 1.93	(7) 2.98	(4) 1.21
	人 知	(4) 3.93	(1) 0.02 (1) 1.21	(2) 1.32	(1) 0.02 (1) 1.21	(3) 1.20	(1) 0.02 (1) 1.21	(2) 0.05	(1) 0.12	(2) 0.03	—	(1) 0.02	—	(1) 0.02	—
	大 滝	—	(4) 4.26	(3) 2.85	(4) 4.26 (1) 1.04	(5) 21.00	(4) 4.26 (3) 1.34	(4) 20.09	(3) 4.11 (2) 1.41	(2) 8.12	(2) 3.52 (1) 1.17	(1) 8.11	(2) 3.45 (1) 1.17	(1) 8.11	(2) 2.87 (1) 1.17
	そ の 他 川上村内	(4) 15.42	(1) 0.01 (1) 11.75	(4) 15.54	(1) 0.01 (3) 18.95	(3) 8.87	(1) 0.01 (2) 11.75	(5) 9.56	(1) 0.01 (2) 11.75	(3) 9.46	(2) 11.75	(4) 9.58	(1) 11.75	(4) 9.60	(1) 11.75
	小 計	(20) 40.88	(4) 4.38 (4) 13.57	(21) 28.46	(4) 4.38 (8) 22.93	(25) 40.51	(4) 4.38 (12) 16.23	(24) 39.00	(6) 4.21 (12) 16.77	(21) 25.46	(5) 3.64 (12) 18.45	(21) 25.59	(6) 3.58 (10) 16.06	(19) 24.30	(6) 3.00 (8) 15.34
	同百分率	5.7	1.6 4.8	3.9	1.6 8.2	5.6	1.6 5.8	5.4	1.5 6.1	3.0	2.2 11.0	3.0	2.2 9.9	2.9	1.9 9.6
	住 地 別	小川・四郷	(1) 0.11	—	(2) 0.60	(2) 3.23	(2) 0.28	(1) 0.03	(1) 0.21	(1) 0.03	(1) 0.12	(1) 0.03	—	(1) 0.03	(1) 0.03
	国 樫	(6) 7.91	(1) 20.00 (1) 0.17	(6) 1.47	(1) 20.00 (1) 0.17	(2) 1.00	(1) 20.00 (1) 0.17	(6) 1.46	(1) 0.55 (2) 0.42	(5) 1.63	(2) 1.19 (1) 0.17	(5) 1.27	(1) 0.55 (1) 0.17	(5) 1.18	(1) 0.55 (1) 0.12
中 荘	(2) 6.49	(1) 0.50 (1) 0.05	(3) 5.27	(1) 0.50	(3) 1.33	(1) 0.50 (1) 0.27	(7) 5.12	(1) 0.02 (4) 0.66	(6) 2.12	(2) 0.03 (3) 0.16	(5) 2.41	(2) 0.35 (2) 0.06	(5) 2.40	(2) 0.35 (2) 0.05	
竜門・吉野	(2) 0.79	(1) 0.10 (2) 0.09	(2) 1.28	(1) 0.10	(2) 1.24	(1) 0.10	(3) 2.08	(2) 0.16	(1) 0.11	(1) 0.10	(1) 0.11	(1) 0.10	(1) 1.01	(1) 0.10	
上 市	(4) 2.95	(9) 30.39 (2) 3.03	(7) 17.31	(9) 30.39 (2) 1.79	(8) 10.33	(9) 30.39 (2) 2.24	(8) 10.81	(4) 25.63 (3) 2.29	(7) 107.50	(7) 5.65 (2) 2.24	(7) 107.99	(8) 6.19 (2) 2.24	(9) 107.98	(7) 4.55 (2) 2.05	
そ の 他 吉 野 郡	—	—	(1) 0.97	—	(2) 3.22	(1) 0.11	(2) 3.22	(3) 4.03 (1) 0.11	(3) 6.91	(1) 0.40	(2) 6.98	(1) 0.30	(4) 7.01	(1) 0.30	
小 計	(15) 17.95	(12) 50.99 (6) 3.34	(21) 26.90	(12) 50.99 (5) 5.19	(19) 17.40	(12) 50.99 (6) 2.82	(27) 22.90	(9) 30.39 (11) 3.51	(23) 118.39	(12) 6.97 (8) 3.00	(20) 118.76	(12) 7.19 (7) 2.80	(24) 118.58	(11) 5.45 (7) 2.55	
同百分率	2.5	18.1 1.2	3.7	18.1 1.8	2.4	18.1 1.0	3.1	11.0 1.3	14.2	4.2 1.8	14.1	4.4 1.7	14.1	3.4 1.6	

宇智郡	(5) 79.59	(3) 27.49 (2) 41.27	(6) 79.55	(3) 27.49 (3) 40.67	(8) 67.86	(3) 27.49 (4) 48.33	(9) 68.97	(3) 24.36 (4) 47.76	(9) 91.99	(3) 14.57 (4) 35.90	(8) 89.72	(3) 14.42 (4) 34.52	(9) 91.80	(3) 13.99 (5) 32.11
南葛城郡	(2) 9.98	(3) 50.55 (1) 2.40	(4) 40.43	(3) 50.55 (2) 2.76	(5) 79.51	(3) 50.55 (2) 5.78	(8) 93.57	(4) 68.77 (2) 6.01	(7) 158.36	(5) 26.45 (2) 5.84	(7) 158.25	(4) 25.14 (2) 5.84	(5) 158.43	(4) 24.49 (2) 5.93
高市郡	(4) 10.05	(6) 8.15 (1) 0.04	(7) 58.99	(6) 8.15 (2) 0.58	(9) 69.82	(6) 8.15 (2) 0.32	(9) 95.50	(7) 7.93 (4) 0.38	(11) 200.86	(5) 5.99 (5) 0.41	(11) 197.63	(5) 4.24 (4) 0.36	(10) 198.13	(5) 4.22 (4) 0.36
磯城郡	—	—	(4) 383.77	(1) 0.02	(4) 329.20	(2) 2.18	(4) 117.00	(1) 0.07 (2) 2.19	(4) 2.69	(2) 0.78	(5) 4.06	(2) 0.78	(3) 1.19	(2) 0.78
北葛城郡	(4) 9.82	(8) 9.81 (2) 0.12	(5) 20.30	(8) 9.81 (3) 3.14	(8) 67.14	(8) 9.81 (3) 0.23	(13) 75.73	(10) 9.94 (5) 2.23	(16) 86.42	(9) 10.35 (4) 0.76	(18) 94.70	(9) 9.41 (5) 0.76	(18) 95.58	(9) 9.31 (4) 0.75
その他 奈良県	—	(2) 0.16	(1) 0.17	(2) 0.16	(1) 0.17	(2) 0.16	(1) 0.17	(2) 0.16	(1) 1.83	(2) 0.16 (1) 0.12	(1) 1.83	(2) 0.16 (1) 0.12	(2) 2.07	(2) 0.16 (1) 0.12
小計	(15) 109.44	(22) 96.16 (6) 43.83	(27) 583.21	(22) 96.16 (11) 47.17	(35) 613.70	(22) 96.16 (13) 56.84	(44) 450.94	(27) 111.23 (17) 58.57	(48) 542.15	(24) 57.52 (18) 43.81	(50) 546.19	(23) 53.37 (18) 42.38	(47) 547.20	(23) 52.17 (18) 40.05
同百分率	15.1	34.2 15.6	80.8	34.2 16.8	84.9	34.2 20.2	62.0	40.4 21.3	64.8	34.5 26.3	64.9	32.8 26.0	64.9	32.8 25.1
和歌山県	—	(1) 0.98	(1) 2.76	(1) 0.98	(1) 2.76	(1) 0.98	(1) 2.76	(1) 0.98	(1) 0.46	(1) 0.08	(2) 0.54	(1) 0.08 (1) 0.10	(2) 1.97	—
大阪府	(2) 5.81	—	(3) 8.71	—	(3) 3.22	(1) 1.35	(5) 187.22	(1) 0.14 (1) 1.35	(5) 127.02	(2) 0.35	(7) 129.02	(1) 0.26	(6) 128.76	(1) 0.26
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都	—	—	(1) 0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	(2) 5.81	(1) 0.98	(5) 11.50	(1) 0.98	(4) 5.98	(1) 0.98 (1) 1.35	(6) 189.98	(2) 1.12 (1) 1.35	(6) 127.48	(1) 0.08 (2) 0.35	(9) 129.56	(1) 0.08 (2) 0.36	(8) 130.73	(1) 0.26
同百分率	0.8	0.3	1.6	0.3	0.8	0.3 0.5	26.1	0.4 0.5	15.2	0.0 0.2	15.4	0.0 0.2	15.5	0.2
総面積	(123) 722.36	(46) 280.98 (39)	(128) 722.13	(46) 280.98 (45)	(133) 723.01	(46) 280.98 (50)	(148) 727.08	(50) 275.51 (52)	(140) 836.12	(48) 166.70 (47)	(144) 841.00	(47) 162.72 (45)	(143) 843.49	(46) 159.16 (41)
全面積に対する 借入地(=貸付地)の百分率	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	27.5%	16.7%	16.3%	15.8%						

(注) 自営地・借入地・貸付地それぞれに、括弧内に権利を保有する者の戸数を示した。なお明治33年以前の高原共有地の面積のうちには官有地15.00町を含む。

第8表つづき

(町)	大正14		昭和5		昭和10		昭和15		昭和20		昭和25		昭和30		昭和35	
	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地	自営地	借入地
高 原	(42) 7.51	(4) 1.07 (6) 0.88	(42) 7.14	(4) 1.07 (6) 0.56	(51) 9.32	(4) 1.08 (7) 0.53	(53) 9.36	(4) 1.08 (7) 0.53	(54) 11.48	(5) 1.10 (8) 0.66	(56) 53.11	(9) 3.15 (9) 1.75	(58) 57.81	(8) 3.13 (10) 2.66	(61) 57.64	(8) 3.11 (9) 2.66
高原共有地	(1) 15.75	—	(1) 15.74	—	(1) 15.74	—	(1) 15.74	—	(1) 15.74	(1) 0.01	(1) 15.74	(1) 0.01	(1) 15.74	(1) 0.01	(1) 0.74	(1) 0.01
川上森組(高原土工森組)	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—	(1) 0.15	—
村 有 林	(1) 58.00	(1) 40.17	(1) 58.00	(1) 40.17	(1) 58.00	(1) 40.17	(1) 58.00	(1) 40.17	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 98.17	—	(1) 105.92	—
小 計	(45) 81.41	(5) 41.24 (6) 0.88	(45) 81.03	(5) 41.24 (6) 0.56	(54) 83.21	(5) 41.25 (7) 0.53	(56) 83.25	(4) 41.25 (7) 0.53	(57) 125.54	(5) 1.10 (9) 0.67	(59) 167.17	(9) 3.15 (10) 1.76	(61) 171.87	(8) 3.13 (11) 2.67	(64) 164.45	(8) 3.11 (10) 2.67
同百分率	9.1	40.7 0.9	9.1	36.2 0.5	9.0	56.5 0.7	8.9	57.9 0.7	12.8	2.8 1.7	17.3	9.0 5.0	17.8	9.1 7.8	17.0	9.0 7.7
保 迫	(5) 1.23	(3) 0.10 (3) 1.26	(8) 1.33	(3) 0.10 (3) 1.23	(4) 1.56	(2) 0.09 (2) 0.51	(4) 1.56	(2) 0.09 (2) 0.36	(4) 1.56	(2) 0.09 (2) 0.36	(5) 2.39	(2) 0.09 (3) 0.42	(5) 2.32	(1) 0.01 (3) 0.42	(4) 2.37	(2) 0.36
白 屋	(8) 2.99	(4) 1.21	(7) 3.00	(3) 1.21	(7) 2.83	(3) 1.21	(6) 3.16	(3) 1.21	(5) 2.79	(3) 1.21	(4) 2.77	(1) 1.40 (3) 1.21	(4) 2.78	(1) 1.40 (3) 1.21	(4) 2.78	(1) 1.40 (3) 1.21
人 知	(1) 0.22	(1) 0.01	(1) 0.02	(1) 0.01	(1) 0.02	—	(1) 0.02	(1) 0.15	(2) 0.03	(1) 0.15	(2) 0.03	(1) 0.15	(2) 0.03	(1) 0.15	(2) 0.03	(1) 0.15
大 滝	(1) 8.11	(2) 2.86 (1) 1.17	(1) 8.11	(2) 0.42 (1) 1.17	(1) 8.30	(2) 0.42 (1) 0.98	(1) 8.10	(2) 0.42 (1) 1.08	(1) 8.90	(2) 0.42 (1) 0.28	(1) 8.90	(2) 0.42 (1) 0.28	(1) 1.89	(2) 0.42 (1) 0.06	(1) 1.89	(2) 0.42 (1) 0.06
そ の 他 川 上 村 内	(4) 9.42	(1) 11.75	(4) 9.37	(1) 11.75	(6) 2.05	(1) 0.01 (2) 2.51	(5) 2.04	(1) 0.01 (2) 2.51	(6) 4.47	(1) 0.01 (1) 0.01	(6) 4.47	(2) 1.41 (1) 0.01	(6) 10.36	(2) 1.41 (1) 0.01	(6) 10.36	(2) 1.41
小 計	(19) 21.77	(5) 2.96 (10) 15.40	(21) 21.83	(5) 0.52 (9) 15.37	(19) 14.76	(5) 0.52 (8) 5.21	(17) 14.88	(6) 0.67 (8) 5.16	(18) 17.82	(6) 0.67 (7) 1.86	(18) 18.56	(8) 3.47 (8) 1.92	(18) 17.38	(7) 3.39 (9) 1.70	(17) 17.43	(6) 3.38 (6) 1.63
同百分率	2.4	2.9 15.2	2.5	0.5 13.5	1.6	0.7 7.1	1.6	0.9 7.2	1.8	1.7 4.7	1.9	9.9 5.5	1.8	9.8 4.9	1.8	9.8 4.7
住 小川・四郷	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03	—	(1) 0.03
国 樺	(3) 0.17	(1) 0.55	(3) 0.17	(1) 0.55	(3) 0.17	(1) 0.55	(2) 0.07	(1) 0.55	(2) 0.27	(1) 0.55	(1) 0.06	(1) 0.55	(1) 0.06	(1) 0.55	(1) 0.06	(1) 0.55
中 荘	(4) 2.32	(2) 0.35 (2) 0.05	(3) 2.25	(2) 0.03 (2) 0.05	(3) 2.08	(1) 0.02 (2) 0.05	(3) 1.65	(1) 0.02 (1) 0.05	(3) 1.65	(2) 0.05	(3) 0.91	(2) 0.05	(2) 0.90	(2) 0.05	(2) 0.90	(2) 0.05
竜門・吉野	(1) 0.01	—	(1) 0.01	—	(1) 0.01	—	(1) 0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 市	(10) 108.06	(7) 4.52 (2) 2.05	(11) 108.59	(7) 1.42 (2) 1.75	(11) 108.86	(7) 0.80 (2) 1.49	(11) 108.71	(4) 0.71 (1) 0.15	(10) 85.15	(6) 0.73 (3) 1.61	(9) 79.63	(7) 5.62 (3) 6.53	(8) 79.17	(7) 5.62 (3) 6.53	(8) 79.17	(7) 5.62 (3) 6.49
そ の 野 他 郡	(4) 6.31	(1) 0.30	(4) 6.50	(1) 0.11	(4) 6.50	(1) 0.11	(5) 6.34	(3) 0.09 (3) 1.60	(2) 6.01	(1) 0.11	(1) 5.99	(1) 0.11	(2) 6.57	(1) 0.11	(2) 6.57	(1) 0.11
小 計	(22) 116.87	(10) 5.42 (6) 2.43	(22) 117.52	(13) 2.00 (6) 1.94	(22) 117.61	(9) 1.37 (11) 1.68	(22) 116.78	(9) 1.37 (6) 1.83	(17) 93.08	(7) 1.28 (7) 1.83	(14) 86.59	(8) 6.17 (7) 6.72	(13) 86.70	(8) 6.17 (7) 6.72	(13) 86.70	(8) 6.17 (7) 6.68
同百分率	13.0	5.3 2.4	13.2	1.8 1.7	12.7	1.9 2.3	12.5	1.9 2.6	9.5	3.2 4.6	9.0	17.6 19.1	9.0	17.9 19.5	9.0	17.9 19.3

宇智郡	(8) 92.50	⁽³⁾ 13.15 ⁽⁵⁾ 32.29	(9) 95.57	⁽⁴⁾ 10.17 ⁽⁵⁾ 28.55	(8) 106.47	⁽⁴⁾ 4.56 ⁽⁵⁾ 14.46	(8) 107.85	⁽⁴⁾ 2.87 ⁽⁵⁾ 12.67	(8) 105.84	⁽⁴⁾ 2.77 ⁽⁵⁾ 12.28	(8) 96.14	⁽⁴⁾ 2.76 ⁽⁴⁾ 13.16	(6) 95.25	⁽⁴⁾ 2.72 ⁽⁴⁾ 11.89	(6) 93.86	⁽⁴⁾ 3.26 ⁽⁴⁾ 12.44
南葛城郡	(5) 156.10	⁽⁴⁾ 24.49 ⁽²⁾ 5.93	(4) 138.95	⁽⁴⁾ 23.40 ⁽²⁾ 0.53	(6) 165.76	⁽⁴⁾ 11.66 ⁽¹⁾ 0.48	(6) 164.35	⁽⁴⁾ 11.48 ⁽¹⁾ 0.48	(5) 164.70	⁽⁴⁾ 10.35 ⁽²⁾ 0.63	(5) 158.16	⁽⁴⁾ 10.35 ⁽²⁾ 0.63	(6) 164.01	⁽⁴⁾ 9.82 ⁽²⁾ 0.69	(6) 163.99	⁽⁴⁾ 9.79 ⁽²⁾ 0.69
高市郡	(9) 198.66	⁽⁵⁾ 4.34 ⁽⁴⁾ 1.86	(10) 200.00	⁽⁵⁾ 4.32 ⁽⁴⁾ 1.86	(11) 195.83	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽³⁾ 1.61	(11) 100.10	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽⁴⁾ 4.93	(10) 99.93	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽³⁾ 4.00	(10) 95.40	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽³⁾ 6.80	(10) 77.62	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽³⁾ 6.80	(10) 77.61	⁽⁵⁾ 4.12 ⁽³⁾ 6.40
磯城郡	(3) 1.21	⁽²⁾ 0.76	(3) 1.21	⁽²⁾ 0.76	(4) 1.49	⁽²⁾ 0.74	(3) 1.71	—	(2) 0.58	—	—	—	—	—	—	—
北葛城郡	(17) 99.20	⁽⁹⁾ 9.69 ⁽⁶⁾ 41.45	(17) 99.88	⁽⁸⁾ 9.61 ⁽⁶⁾ 41.44	(18) 99.49	⁽⁷⁾ 9.44 ⁽⁴⁾ 41.39	(17) 101.64	⁽⁶⁾ 8.44 ⁽⁴⁾ 41.67	(17) 101.56	⁽⁶⁾ 5.04 ⁽³⁾ 1.30	(16) 97.17	⁽⁶⁾ 5.04 ⁽³⁾ 1.30	(16) 95.23	⁽⁶⁾ 5.04 ⁽³⁾ 1.30	(15) 96.87	⁽⁶⁾ 4.64 ⁽³⁾ 1.30
その他良 奈	(2) 0.43	⁽¹⁾ 0.06 ⁽¹⁾ 0.12	(1) 0.17	⁽¹⁾ 0.06 ⁽¹⁾ 0.12	(2) 16.17	⁽¹⁾ 0.06	(3) 17.72	⁽¹⁾ 0.06								
小計	(44) 548.10	⁽²²⁾ 51.73 ⁽²⁰⁾ 82.41	(45) 536.04	⁽²²⁾ 47.56 ⁽²⁰⁾ 73.26	(49) 569.47	⁽²¹⁾ 29.84 ⁽¹⁶⁾ 58.80	(47) 476.08	⁽²⁰⁾ 26.97 ⁽¹⁵⁾ 59.87	(44) 473.04	⁽²⁰⁾ 22.34 ⁽¹⁴⁾ 18.33	(40) 447.04	⁽²⁰⁾ 22.33 ⁽¹³⁾ 22.01	(40) 448.28	⁽²⁰⁾ 21.76 ⁽¹²⁾ 20.68	(40) 450.05	⁽²⁰⁾ 21.87 ⁽¹²⁾ 20.83
同百分率	61.0	51.0 81.3	60.3	41.7 64.3	61.3	40.9 80.6	51.1	37.8 84.0	48.4	56.7 46.5	46.3	63.6 62.7	46.0	63.2 60.0	46.6	63.3 60.3
和歌山県	(2) 2.00	—	(2) 2.00	—	(2) 2.08	—	(1) 1.62	⁽¹⁾ 1.00	(1) 1.62	—	(1) 1.62	—	(3) 2.14	—	(2) 0.58	—
大阪府	(6) 128.49	⁽¹⁾ 0.24	(8) 130.47	⁽¹⁾ 22.61 ⁽²⁾ 22.79	(8) 142.58	⁽³⁾ 6.76	(8) 238.31	⁽²⁾ 3.86	(7) 138.16	⁽²⁾ 2.70	(6) 52.26	⁽²⁾ 2.70	(5) 47.33	⁽²⁾ 2.70	(5) 47.33	⁽²⁾ 2.70
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	(2) 24.16	—	(2) 24.16	—	(3) 24.28	—	(1) 23.33	—
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2) 65.08	—	(2) 65.08	—	(3) 175.43	—
長野県	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 103.67	—	(1) 103.67	—	(1) 103.67	—	—	—
小計	(8) 130.49	⁽¹⁾ 0.24	(10) 132.47	⁽¹⁾ 22.61 ⁽²⁾ 22.79	(10) 144.66	⁽³⁾ 6.76	(9) 239.93	⁽¹⁾ 1.00 ⁽²⁾ 3.86	(11) 267.61	⁽²⁾ 2.70	(12) 246.79	⁽²⁾ 2.70	(14) 242.50	⁽²⁾ 2.70	(11) 246.67	⁽²⁾ 2.70
同百分率	14.5	0.2	14.9	19.8 20.0	15.6	9.3	25.8	1.4 5.4	27.4	6.9	25.5	7.7	25.1	7.8	25.6	7.8
総面積	⁽¹³⁸⁾ 898.64	⁽⁴²⁾ 101.35 ⁽⁴³⁾	⁽¹⁴³⁾ 888.89	⁽⁴⁶⁾ 113.92 ⁽⁴³⁾	⁽¹⁵⁴⁾ 929.71	⁽⁴⁰⁾ 72.98 ⁽⁴⁵⁾	⁽¹⁵¹⁾ 930.92	⁽⁴⁰⁾ 71.26 ⁽³⁸⁾	⁽¹⁴⁷⁾ 977.02	⁽³⁸⁾ 25.39 ⁽³⁹⁾	⁽¹⁴³⁾ 966.15	⁽⁴⁵⁾ 35.12 ⁽⁴⁰⁾	⁽¹⁴⁶⁾ 966.73	⁽⁴³⁾ 34.45 ⁽⁴¹⁾	⁽¹⁴⁵⁾ 965.30	⁽⁴²⁾ 34.53 ⁽³⁷⁾
全面積に対する 借入地 (=貸付 地) の百分率	10.1%		11.4%		7.4%		7.1%		2.6%		3.5%		3.5%		3.5%	

第9表 大山林所有者の大滝・高原区内山林における所有および借地関係の推移

			明治23	明治28	明治33	明治38	明治43	大正4	大正9	大正14	昭和5	昭和10	昭和15	昭和20	昭和25	昭和30	昭和35	
土倉家〔大滝〕	自営地	大滝	79.06	79.58	79.58	85.67	83.25	50.55	4.91	0.41	0.23							
		高原			6.59	9.80												
	借入地	大滝(私)	5.84	5.84	5.84	13.04	3.28	1.38	0.90	0.80								
		大滝(区)	172.90	172.90	172.90	175.31	62.28	63.68										
		高原	3.91	3.91	3.91	4.07	3.50	3.43	2.85	2.84	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	貸付地	大滝	9.19	9.19	9.19	10.62	10.36	11.08	0.65									
高原				0.14	0.24													
北村家〔上市〕	自営地	大滝							0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			
		高原	1.30	3.53	7.34	8.25	8.66	8.65	8.93	8.93	9.24	9.51	9.51	9.51	4.18	4.19	4.23	
	借入地	大滝(私)							4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	0.10	0.10	0.10	0.10	
		高原	3.88	3.88	3.88	3.88	3.84	3.84	3.75	3.75	0.65	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	貸付地	高原	0.03	0.03	2.21	2.21	2.21	2.21	2.02	2.02	1.72	1.46	1.46	1.46	6.35	6.34	6.30	
栗山家〔五条〕	自営地	高原	25.79	20.02	24.47	28.94	39.61	40.46	40.71	41.27	41.26	41.26	41.26	41.26	41.26	41.27	39.88	
	借入地	大滝(私)	10.99	10.99	10.99	10.99	10.99	10.99	10.45	10.45	10.45	10.45	10.45	10.45	10.45	10.45	10.45	
		高原	23.03	23.03	23.03	19.92	11.78	11.80	11.37	11.35	6.06	2.72	1.82	1.82	1.81	1.81	1.81	
	貸付地	高原	0.27	0.27	0.27	10.27	0.27	0.40	0.40	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.94	
中山家〔五条〕	自営地	高原	50.87	50.86	25.75	20.84	30.64	28.92	26.95	27.63	30.52	42.35	42.83	40.84	31.39	31.28	31.28	
	貸付地	高原	41.00	39.90	46.47	45.90	34.04	32.53	30.08	29.27	25.71	11.65	10.76	10.37	11.26	9.99	9.99	
中野家〔南葛城〕	自営地	高原	9.58	38.42	46.61	48.84	82.68	82.68	82.97	83.07	86.07	87.41	87.41	87.38	87.38	87.19	87.19	
	借入地	高原	32.80	32.80	32.80	30.92	25.72	24.41	23.76	23.76	22.67	11.42	11.24	10.11	10.11	9.70	9.67	
	貸付地	高原		0.36	3.38	3.61	3.39	3.39	3.48	3.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.44	0.44	

河合家〔高市〕	自営地	高 原	2.87	4.86	16.94	19.15	16.43	16.48	17.50	17.50	18.46	18.46	18.35	18.35	17.80	17.80	17.39
	借入地	大滝(区)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		高 原	2.87	2.87	2.87	2.75	3.87	2.12	2.12	2.10	2.10	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98
	貸付地	高 原	0.04	0.33	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	1.55	1.55	1.55	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73
岡橋家〔高市〕	自営地	大 滝	3.86	4.90	8.40	8.60	20.00	50.56	51.79	54.13	54.13	54.13	54.05	54.05	54.05	54.07	54.07
		高 原	1.08	4.36	4.36	5.52	5.56	5.56	5.56	5.81	5.85	7.91	7.91	7.91	7.91	7.91	7.91
	借入地	大滝(私)	14.29	14.29	14.29	14.09	13.85	6.24	2.45	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
		大滝(区)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15					
	貸付地	高 原	3.62	3.62	3.62	3.62	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82
谷家〔北葛城〕	自営地	大 滝							18.69	19.71	23.87	23.87	23.87	23.87	23.87	23.00	24.65
		高 原	0.77	0.87	13.20	16.32	22.41	27.26	27.86	29.32	29.71	29.73	29.63	29.63	27.93	28.12	28.97
	借入地	大滝(私)							0.51								
		大滝(区)							11.40	17.40	18.90	18.90	18.90	18.90	13.90	14.83	18.93
	貸付地	高 原	0.30	0.30	0.30	0.32	1.22	1.22	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
平井家〔北葛城〕	自営地	大 滝	1.34	1.34	1.34	1.34	1.42	1.42	1.56	1.56	1.56	1.56	1.56	1.56	1.56	1.56	1.56
		高 原	8.73	13.38	15.77	16.87	17.17	18.83	18.74	18.82	18.82	20.48	20.43	20.43	17.64	17.64	19.55
	借入地	大滝(私)	1.09	1.09	1.09	1.09	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01						
		大滝(区)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00			
貸付地	高 原		0.02	0.08	0.16												

(第15表) 経営面積階層間・地域間所有権移動総括表

(昭和34~36. 3ヶ年合計)

(川上村)

(反畝歩)

			購 入 者													
			A (村 内 居 住)							B (県 内 他 町 村)						
			無所有 (0)	1町未 (a)	1-3町 (b)	3-5町 (c)	5-10町 (d)	10-20町 (e)	20-50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1町未 (a)	1-3町 (b)	3-5町 (c)
売 居 住	A (村 内 居 住)	無所有 (0)		2.421 (1)				13.000 (1)				15.421 (2)		0.015 (1)		
		1町未 (a)	0.415 (2)	53.901 (31)	10.924 (10)	2.924 (4)	1.107 (4)			0.600 (2)	70.011 (53)		18.806 (5)	95.823 (11)		
		1-3町 (b)		37.629 (9)	0.725 (2)	0.811 (1)	0.500 (1)				39.805 (13)		22.600 (1)	16.315 (2)		0.500 (1)
		3-5町 (c)		0.020 (1)	3.120 (2)						3.210 (3)		3.920 (1)	15.317 (3)		
		5-10町 (d)		7.917 (1)						6.411 (2)	14.328 (3)					
		10-20町 (e)			3.310 (1)						3.310 (1)		20.100 (1)	10.000 (1)		
		20-50町 (f)											10.700 (1)	0.715 (1)		
		50町以上 (g)							13.900 (1)		13.900 (1)					
		不 明 (h)		0.711 (2)		0.030 (1)	0.810 (1)				1.621 (4)					
		小 計	0.415 (2)	102.809 (45)	18.219 (15)	3.905 (6)	15.417 (7)	13.900 (1)			7.011 (4)	161.816 (80)		76.211 (10)	138.310 (18)	
却 者	B (県 内 他 町 村)	無所有 (0)		3.900 (3)							3.900 (3)					
		1町未 (a)		2.418 (3)	0.724 (3)	0.410 (2)					3.622 (8)		103.200 (3)	2.709 (1)		
		1-3町 (b)		10.702 (4)	27.810 (3)		20.510 (3)	9.400 (1)			68.422 (11)		14.700 (1)		8.000 (1)	
		3-5町 (c)			3.210 (1)	46.000 (1)		19.700 (1)			68.910 (3)					
		5-10町 (d)		0.212 (1)	0.700 (1)						0.912 (2)					
		10-20町 (e)														
		20-50町 (f)		3.400 (2)							3.400 (2)					
		50町以上 (g)					5.920 (2)			510.000 (1)	515.920 (3)					
		不 明 (h)		0.528 (1)	13.516 (2)						14.114 (3)		13.924 (2)	5.000 (1)		
		小 計		21.300 (14)	46.100 (10)	52.400 (5)	20.510 (3)	29.100 (2)			510.000 (1)	679.410 (35)		131.824 (6)	7.709 (2)	8.000 (1)

C
(県
外)

無所有 (0)									
1 町未 (a)	7.100 (5)	0.300 (1)	10.815 (2)		4.810 (1)		4.420 (1)	27.515 (10)	5.600 (2)
1 ~ 3 (b)									
3 ~ 5 (c)	2.000 (1)	0.620 (1)						2.620 (2)	
5 ~ 10 (d)	2.218 (2)				0.500 (1)			2.718 (3)	
10 ~ 20 (e)									
20 ~ 50 (f)									
50町以上 (g)									
不明 (h)	1.725 (4)	6.010 (6)	0.205 (1)	1.500 (1)				9.510 (12)	
小計	13.113 (12)	7.000 (8)	11.020 (3)	1.500 (1)	5.310 (2)		4.420 (1)	42.503 (27)	5.600 (2)

(第15表つづき)

		購入者														
		B (県内他町村)					C (県外)									
		10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不明 (h)	小計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不明 (h)	小計
売 却	A (村 内 居 住)	無所有 (0)				0.015 (1)										
	1町未 (a)	1.200 (1)	0.002 (1)	4.314 (2)	14.903 (8)	135.118 (28)		1.220 (2)	6.926 (2)		2.300 (1)	0.720 (1)			7.322 (4)	18.628 (10)
	1~3町 (b)			0.900 (1)	5.718 (1)	46.103 (16)					3.200 (1)				29.700 (3)	32.900 (4)
	3~5町 (c)		1.500 (1)	19.106 (1)	5.800 (2)	45.713 (8)										
	5~10町 (d)		15.500 (1)			15.500 (1)										
	10~20町 (e)				2.516 (1)	32.616 (3)										
	20~50町 (f)					11.415 (2)					750.000 (1)					750.000 (1)
	50町以上 (g)				0.118 (1)	0.118 (1)										
	不明 (h)															
	小計	1.200 (1)	17.002 (3)	24.320 (4)	29.125 (13)	286.808 (50)		1.220 (2)	6.926 (1)		5.500 (2)	750.720 (2)			37.022 (7)	801.528 (15)
者	B (県 内 他 町 村)	無所有 (0)														
	1町未 (a)				15.620 (1)	121.529 (5)			0.800 (1)							0.800 (1)
	1~3町 (b)				40.000 (1)	62.700 (3)										
	3~5町 (c)													2.510 (1)	2.510 (1)	
	5~10町 (d)															
	10~20町 (e)				3.820 (1)	3.820 (1)										
	20~50町 (f)													6.418 (1)	6.418 (1)	
	50町以上 (g)			536.103 (1)		536.103 (1)				15.928 (1)						15.928 (1)
	不明 (h)				1.700 (1)	20.624 (4)		2.000 (1)	5.002 (2)							7.002 (3)
小計			536.103 (1)	61.210 (4)	744.916 (14)		2.000 (1)	5.802 (3)	15.928 (1)				8.928 (2)	32.728 (7)		

C (県 外)	無所有 (0)			2.714 (1)				2.714 (1)
	1町未 (a)		5.600 (2)	0.620 (1)		2.018 (1)		4.024 (1)
	1~3町 (b)							6.802 (3)
	3~5町 (c)							
	5~10町 (d)							
	10~20町 (e)							
	20~50町 (f)	188.203 (2)	188.203 (2)					
	50町以上 (g)							
	不明 (h)				180.108 (2)			3.422 (1)
小計	188.203 (2)	193.803 (4)	3.404 (2)	180.108 (2)	2.018 (1)		7.516 (2)	193.116 (7)

〔第16表〕

経営面積階層間地域間・地上権移動総括表

(昭和34~36. 3ヶ年合計)

(川上村)

(反畝歩)

		購 入 者														
		A (村 内 居 住)									B (県 内 他 町 村)					
		無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)
売 却	A (村 内 居 住)	無所有 (0)														
	1町未 (a)	3.313 (4)	1.800 (2)	0.110 (1)						5.223 (7)		26.110 (3)				
	1~3町 (b)	31.317 (2)	113.605 (1)	1240.400 (1)						1385.322 (4)			60.000 (1)			
	3~5町 (c)															
	5~10町 (d)															
	10~20町 (e)	36.406 (2)								36.406 (2)						
	20~50町 (f)						11.120 (4)			11.120 (4)						
	50町以上 (g)	19.100 (1)					59.020 (1)	160.600 (1)		238.720 (3)		30.000 (1)	53.100 (2)			
	不 明 (h)	48.620 (1)								48.620 (1)						
	小 計	138.826 (10)	115.405 (3)	1240.510 (2)		70.210 (5)		160.600 (1)		1725.621 (21)		56.110 (4)	113.100 (3)			
者	B (県 内 他 町 村)	無所有 (0)														
	1町未 (a)	1.520 (2)			16.000 (1)				5.000 (1)	22.520 (4)			0.800 (2)			
	1~3町 (b)	2.800 (1)	5.000 (1)							7.800 (2)			22.000 (1)			
	3~5町 (c)															
	5~10町 (d)															
	10~20町 (e)														110.400 (1)	
	20~50町 (f)						3.215 (1)			3.215 (1)						
	50町以上 (g)															
	不 明 (h)	7.000 (1)								7.000 (1)			12.000 (1)			
	小 計	11.320 (4)	5.000 (1)	16.000 (1)		3.215 (1)			5.000 (1)	40.605 (8)			34.800 (4)	110.400 (1)		

C (県 外)	無所有 (0)								
	1町未 (a)								
	1~3町 (b)	0.009 (1)						0.009 (1)	
	3~5町 (c)				32.400 (1)			32.400 (1)	
	5~10町 (d)								
	10~20町 (e)					1319.513 (1)		1319.513 (1)	
	20~50町 (f)								
	50町以上 (g)								0.015 (1)
	不明 (h)								0.015 (1)
小計	0.009 (1)			32.400 (1)	1319.513 (1)		1351.922 (3)		0.015 (1)

(第16表つづき)

			購 入 者														
			B (県内他町村)					C (県外)									
			10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計
売 却	A (村 内 居 住)	無所有 (0)															
		1町未 (a)				26.110 (3)											
		1~3町 (b)				60.000 (1)											
		3~5町 (c)															
		5~10町 (d)															
		10~20町 (e)															
		20~50町 (f)	6.000 (1)				6.000 (1)					750.000 (1)				750.000 (1)	
		50町以上 (g)	35.000 (1)				118.100 (4)										
		不 明 (h)															
小 計	41.100 (2)				210.210 (9)					750.000 (1)				750.000 (1)			
者	B (県 内 他 町 村)	無所有 (0)															
		1町未 (a)				0.800 (2)											
		1~3町 (b)				2.600 (1)	24.600 (2)										
		3~5町 (c)															
		5~10町 (d)															
		10~20町 (e)					110.400 (1)										
		20~50町 (f)	5.228 (1)				5.228 (1)										
		50町以上 (g)				2.802 (1)	2.802 (1)								65.515 (1)	65.515 (1)	
		不 明 (h)			183.515 (1)		195.515 (2)					0.500 (1)				0.500 (1)	
小 計	5.228 (1)		183.515 (1)	5.402 (2)	339.415 (9)					0.500 (1)			65.515 (1)	66.015 (2)			

C
(県
外)

無所有 (0)
1町未 (a)
1~3町 (b)
3~5町 (c)
5~10町 (d)
10~20町 (e)
20~50町 (f)
50町以上 (g)
不明 (h)
小計

0.015
(1)
0.015
(1)

〔第17表〕

地上権所有面積階層間地域間地上権移動総括表

(昭34~36. 3ヶ年合計)

(川上村)

(反畝歩)

		購 入 者													
		A (村 内 居 住)									B (県 内 他 町 村)				
		無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)
売 居 住	無所有 (0)	160.800 (2)	0.110 (1)			59.020 (1)				220.000 (4)	70.000 (3)	23.100 (1)			35.000 (1)
	1町未 (a)	3.220 (3)	57.129 (5)							60.419 (8)	74.310 (2)	1.800 (1)			
	1~3町 (b)		31.317 (2)	1240.400 (1)						1271.717 (3)					
	3~5町 (c)														
	5~10町 (d)														
	10~20町 (e)														
	20~50町 (f)					11.120 (1)				11.120 (1)					6.000 (1)
	50町以上 (g)														
	不 明 (h)	48.620 (1)		113.605 (1)						162.225 (2)					
	小 計	212.710 (6)	88.626 (8)	1354.005 (2)		70.210 (2)				1725.621 (18)	144.310 (5)	24.900 (2)			41.000 (2)
却 者	無所有 (0)	6.300 (1)								0.300 (1)		0.120 (1)			
	1町未 (a)	3.020 (2)	2.600 (2)						5.000 (1)	10.620 (5)		27.908 (3)			
	1~3町 (b)	5.000 (1)	3.215 (1)							8.215 (2)					
	3~5町 (c)														
	5~10町 (d)														
	10~20町 (e)													110.400 (1)	
	20~50町 (f)														
	50町以上 (g)														
	不 明 (h)		7.000 (1)							7.000 (1)		12.000 (1)			
	小 計	8.320 (4)	12.815 (4)						5.000 (1)	26.205 (9)		40.028 (5)		110.400 (1)	

C (県 外)	無所有 (0)	0.009 (1)					0.009 (1)			
	1町未 (a)									
	1~3町 (b)									
	3~5町 (c)				32.400 (1)		32.400 (1)			
	5~10町 (d)	1319.513 (1)					1319.513 (1)			
	10~20町 (e)									
	20~50町 (f)									
	50町以上 (g)								0.015 (1)	
	不明 (h)								0.015 (1)	
小計	1319.522 (2)			32.400 (1)			1351.922 (3)		0.015 (1)	

		購 入 者														
		B (県 内 他 町 村)					C (県 外)									
		10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1 町未 (a)	1~3 町 (b)	3~5 町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計
売 居 住 者	A (村)	無 所 有 (0)				128.100 (5)		750.000 (1)								750.000 (1)
		1 町 未 (a)				76.110 (3)										
		1~3 町 (b)														
		3~5 町 (c)														
		5~10町 (d)														
		10~20町 (e)														
		20~50町 (f)				6.000 (1)										
		50町以上 (g)														
		不 明 (h)														
	小 計				210.210 (9)		750.000 (1)								750.000 (1)	
却 者	B (県内他町村)	無 所 有 (0)			2.802 (1)	2.922 (2)										
		1 町 未 (a)			2.600 (1)	30.508 (4)										
		1~3 町 (b)														
		3~5 町 (c)														
		5~10町 (d)														
		10~20町 (e)				110.400 (1)										
		20~50町 (f)														
		50町以上 (g)			183.515 (1)	195.515 (2)	0.500 (1)							65.515 (1)	65.515 (1)	
		不 明 (h)													0.500 (1)	
	小 計			183.515 (1)	339.415 (9)	0.500 (1)							65.515 (1)	66.015 (2)		

〔第18表〕 地上権被設定面積階層間・地域間地上権移動総括表

(昭和34~36. 3ヶ年合計)

		購 入 者														
		A (村 内 居 住)									B (県 内 他 町 村)					
		無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不 明 (h)	小 計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)
売 却	A (村 内 居 住)	無所有 (0)	148.105 (7)	13.100 (3)	0.220 (1)						161.425 (11)	86.110 (4)	6.000 (1)			
		1町未 (a)		1240.400 (1)							1240.400 (1)					
		1~3町 (b)	36.406 (2)								36.406 (2)					
		3~5町 (c)														
		5~10町 (d)		19.100 (1)							19.100 (1)					
		10~20町 (e)														
		20~50町 (f)														
		50町以上 (g)	160.600 (1)	59.020 (1)							219.620 (2)	83.100 (3)	35.000 (1)			
		不 明 (h)	48.620 (1)								48.620 (2)					
小 計	393.801 (11)	1331.620 (6)	0.220 (1)						1725.711 (18)	169.210 (7)	41.000 (2)					
却 者	B (県 内 他 町 村)	無所有 (0)	5.300 (2)	1.220 (2)	1.600 (1)					5.000 (1)	13.120 (6)	111.200 (3)		22.000 (1)		
		1町未 (a)										5.228 (1)				
		1~3町 (b)	2.800 (1)				3.215 (1)				6.015 (2)					
		3~5町 (c)														
		5~10町 (d)														
		10~20町 (e)														
		20~50町 (f)														
		50町以上 (g)														
		不 明 (h)	7.000 (1)								7.000 (1)	195.515 (2)				
小 計	15.100 (4)	1.220 (2)	1.600 (1)		3.215 (1)				5.000 (1)	26.205 (9)	312.013 (6)		22.000 (1)			

C (県 外)	無所有 (0)	1319.513 (1)			32.400 (1)		1351.913 (2)		
	1町未 (a)		0.009 (1)				0.009 (1)		
	1~3町 (b)								
	3~5町 (c)								
	5~10町 (d)								
	10~20町 (e)								
	20~50町 (f)								
	50町以上 (g)								
	不明 (h)							0.015 (1)	
小計	1319.513 (1)	0.009 (1)			32.400 (1)		1351.922 (3)	0.015 (1)	

(第18表つづき)

		購 入 者														
		B (県内他町村)					C (県外)									
		10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不明 (h)	小計	無所有 (0)	1町未 (a)	1~3町 (b)	3~5町 (c)	5~10町 (d)	10~20町 (e)	20~50町 (f)	50町以上 (g)	不明 (h)	小計
売 居 住	A	無所有 (0)				92.110 (5)										
	(村)	1町未 (a)														
		1~3町 (b)														
		3~5町 (c)														
	内	5~10町 (d)														
	居	10~20町 (e)					750.000 (1)									750.000 (1)
		20~50町 (f)														
	住	50町以上 (g)					118.110 (4)									
		不明 (h)														
	小計					210.210 (9)	750.000 (1)									750.000 (1)
却 者	B	無所有 (0)			5.402 (2)	138.602 (6)									65.515 (1)	65.515 (1)
	(県)	1町未 (a)				5.228 (1)										
		1~3町 (b)														
		3~5町 (c)														
	内	5~10町 (d)														
	他	10~20町 (e)														
		20~50町 (f)														
	町	50町以上 (g)														
	村)	不明 (h)					195.515 (2)			0.500 (1)						0.500 (1)
	小計				5.402 (2)	339.415 (9)			0.500 (1)					65.515 (1)	66.015 (2)	

